

# 永平寺キャンパス 共通講義棟 エレベータ更新工事

図面番号	図面名称
EV-01	機械設備工事特記仕様書1
EV-02	機械設備工事特記仕様書2
EV-03	配置図・付近見取図
EV-04	各階平面図
EV-05	昇降機平面図
EV-06	昇降機縦断面図・レール建て図・出入口穴明図
EV-07	昇降機意匠図
EV-08	既設昇降機撤去図

図面番号	図面名称
E-01	電気工事 特記仕様書 1
E-02	電気工事 特記仕様書 2
E-03	電気設備工事 配置図・案内図
E-04	受変電設備 単線結線図
E-05	幹線・コンセント設備 1・2階平面図(現況・更新後)
E-06	弱電設備 系統図・管理棟1階平面図
E-07	弱電設備 1・2階平面図(現況・更新後)
E-08	火災報知設備 系統図・エネルギーセンター平面図
E-09	火災報知設備 1・2階平面図(更新後)

# 機械設備工事特記仕様書

(H29.5改訂)

## I. 工事概要

1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1

### 2. 建物概要

棟名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A: 共通講義	RC	2				
B:						
C:						
D:						

### 3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
空気調和設備	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
昇降機設備	●	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○

### 4. 別契約の関連工事

- 建築関係工事 ( )
- 電気関係工事 ( )
- 空調関係工事 ( ) ○給排水関係工事 ( ) ○その他工事 ( )

### 5. 工期

別に示す公告等による。

(但し、下記に指定する部分の工事については平成 年 月 日完成)

指定部分

## II. 工事仕様

### 1. 共通仕様

- 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。  
「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」以下、「標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」以下、「改修標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準図(機械設備工事編)」(平成28年版)」以下、「標準図」という。)

2) 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該箇面による。

- 3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木本部)による。

### 2. 特記仕様

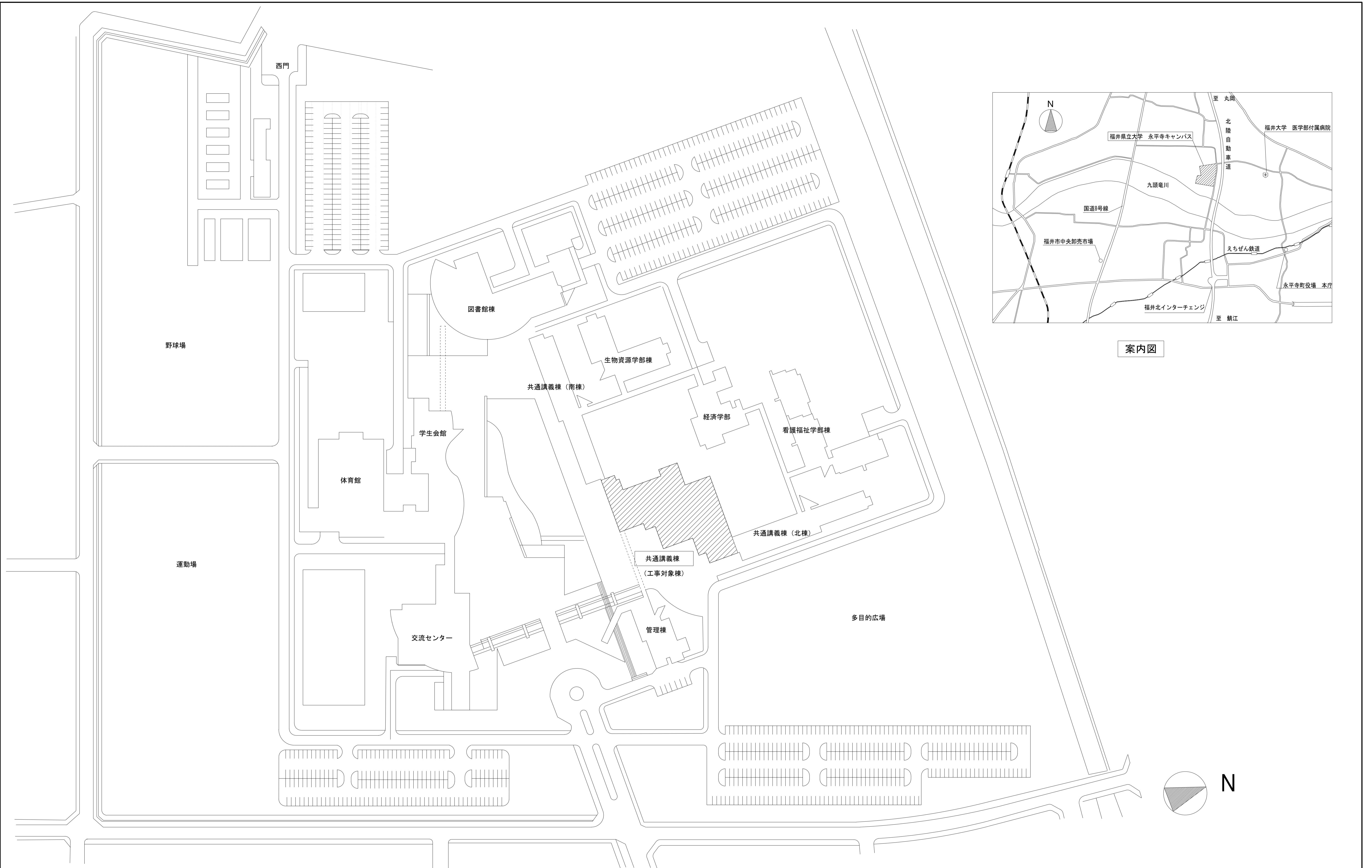
- 項目および特記事項は、、のついたものを本工事に適用する。ただし、の場合はを適用する。

項目	特記事項
●施工条件	現場説明書による。
●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領(福井県土木部建築住宅課営繕室)による。
●近接工事の間接費等の調整について	密接に關係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工者で落札した場合は、両工事を合算したもので落札調整を行なう。
●施工計画書	標準仕様書第1編第2節1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。
(1) 提出書類	1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。
(2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事)	3 工事元請、下請關係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。
(3) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の発注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。	また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。
(4) 名札の着用	(3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
●官公署その他への手続	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
●主任技術者等の資格	※別に示す公告等による ○管工事施工管理技士(○1級 ○2級) ○技術士( )
○技能士(1級)の適用	下記の職種について、の付いたものは適用とし、それ以外については適用するよう努める。 ○配管(配管工事) ○建築塗板金(ダクト製作および取付け) ○熱線施工(保温工事) ○冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付および整備)
●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請開催係別指導要綱第7条)
●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となつた場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力をね。

●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、またはこれと同等のものとする。ただし、これと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	また、設備機材等の製造者は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
	(1)品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2)生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3)安定的な供給が可能であること。 (4)法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5)製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
●工事成績評定の対象	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない(○応急工事 ○取様解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 第2条)
●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、U型樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗装、上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3)接着剤は可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。
●規制対象外	ホルムアルデヒドの放散量 該当する建 築 材 料 (1) JIS および JAS の F☆☆☆規格品 (2) 建築基準法施行令第20条の第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 (3) 建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品
●第三種	① J IS および J AS の F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品
●室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※24時間測定 ○( ) 時間測定 延べ( )箇所 (1) 测定対象室および各室測定箇所 数※図示 ○( ) (2) 测定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン)測定はバッジ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。
●電気工作物の種類	※商用用電気工作物 ○一般用電気工作物
●電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。
●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.6および1.3.9による。
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1による。 事前調査の内容は次による。
	調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・ダクト等、屋外埋設配管等埋設物 調査範囲 本工事と取合いのある範囲および本工事の施工により影響がおよぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による
●地中埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事による地中埋設物(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法により試験窓を開設し、監督職員と協議する。
●非破壊調査	はつきりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所を鉄筋探査機により探し出し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。 放電線透過検査については、監督職員の指示による。
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。
●工事用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 告知する (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 告知する
●現場表示板	地域住民への工事による情報提供のために、現場表示板を設ける。表示板には、県内防災情報を用い、工事名、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。
●工事用仮設物	構内につくることが※できる オできない
●足場・さん橋類	別途契約の関係受注者が定置したもののは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方または(3)手すり先行工法足場方式により行うこと。 内部足場 ※ A種、B種、C種、D種 O E種(単管足場) O F種(くさび緊結式足場) O G種(棒組足場) 外部足場 O A種(棒組足場) O B種(くさび緊結式足場) O C種(単管足場) ※ D種、E種 ●F種(高所作業車)
●仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編3章による。 既存部分の養生 ※行う ○不行ない
	養生の方法 ※改修標準仕様書による 既存された構造物、机、ロッカ等移動・復旧 ○行う 数量等( ) ※行わない
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。

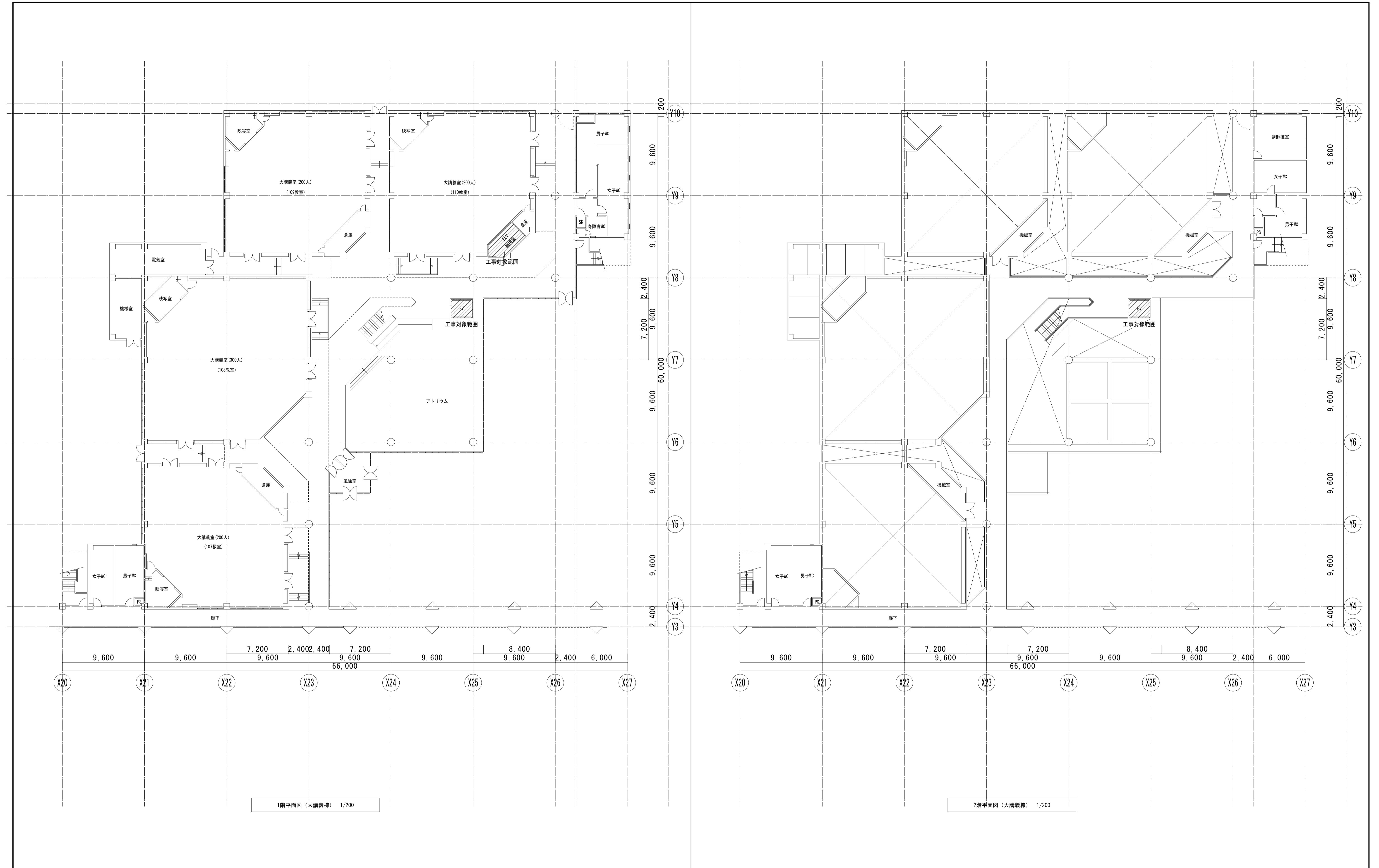
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第4章によるほか、次による。 工作物撤去後は補修は(※モルタル補修 ○)とする。
●再使用機材	取外し後再使用する機材は、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお、ファンコイルユニット等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第5章による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり(機器類・金属類等) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) プロパン系冷媒使用機器の撤去 ○なし ○あり (2) 冷媒の回収方法を含め、上記機器の撤去は改修標準仕様書第3編第2章第4節による。 なお冷媒は関係法令に従い適切に破壊処分を行う。(家電リサイクル法対象機器を除く) (3) 次のアスベスト含有機材は関係法令に従い適切に処理する。 ○ダクトパッキン ○配管エルボ部保温材 ○座卓の断熱材 ○分析調査によりアスベスト含有機材と判定されたもの (4) 上記(3)に示す部位のうち、アスベスト含有機材は以下による。 ダクトパッキン ※含有をみなしとせず調査不要 ○含有をみなし

○屋外埋設配管	標準仕様書第2編 2.7.1 または改修標準仕様書第2編 2.5.1 による。 (1) 埋設深度は、次のとおりとする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 ※地表面（樹がある場合は、舗装下面（路盤））から 300mm 以上 ※車両道路（構内車両道路程度） 地表面から 600mm 以上 ○ 地表面から mm 以上 (2) 配管下端（管底+100mm）に砂地業（山砂類または再生材）を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 (3) 管を埋戻す場合は、土被り 150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープまたはポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水管は不要とする。 (4) 曲りおよび分岐部には地中埋設標を打込むこと。	○方式 ○空気調和 ○全空気方式（O中央 O各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式 ○冷暖房 ○ファンコイル方式 ○パッケージ方式【O個別式 Oマルチ式】 ○暖房 ○ファンコイル方式（温水） ○輻射暖房方式【O壁パネル式 O床式】 ○冷房 ○パッケージ方式 ○主要熱源機器 機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○ファンコイル方式 ○ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機（OHP OHP O） 燃料 ○油灯 OA重油 ○LPG ○都市ガス ○電気【O深夜電力】 ○ペレット ○設計時の温湿度条件 場所 屋外 屋内（調整目標値） 教室 \*\*\* 時 期 温度（DB） 温度（RH） 温度（DB） 温度（RH） 温度（DB） 温度（RH） 夏 期 35.1 °C 55 % 28 °C 50 % °C 冬 期 -0.9 °C 74 % 19 °C 50 % °C ○ダクトの種別 ※低圧ダクト ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト ○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法 ○ヨーナーボルト工法（O共板フランジ工法 Oスライドオンフランジ工法） （ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○ダクトの分岐方法 ○割込み工法 ○直付け工法 ○保温および塗装 標準仕様書または改修標準仕様書の当該事項による。ただし、次の部分は本仕様とする。 (1) 寒冷地の保温外装は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (2) 屋外露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (3) 屋内露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー 1 とする。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出するダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り 次要 ○不要 書庫 ○要 ○不要 屋上階 ○要 ○不要 機械室 ○要 ○不要 車庫 ○要 ○不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ○不要 (7) 合成樹脂製支持受 硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの ○吹出口および吸込口ボックス ポックスの材質について、特記がない場合は亜鉛板製とする。ただし、グラスウール製とする場合は JIS A 4007 の保温および換気設備用ダクトの構成部材）によるものとし、厚さ 0.6mm 以上の亜鉛板で補強を施したものとする。 ボックスの吊りは 3 点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。 ○エボキン樹脂コーティングおよびラミングの乾燥方法は次による。 ※加熱乾燥 ○常温乾燥 ●電線類および電線管 電線類および電線管等については標準仕様書第4編第1章第5節による。 電線類は原則として EM 電線および M ケーブルを使用する。 ●ボックス P F 管で配管する場合は、ボックスを使用する。 ●容量等の表示 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 但し、電動機の出力、燃料消費量および圧力損失は表示された数値以下とする。 ○誘導電動機 電動機出力が 0.75kW 以下の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機一低圧トップランナーモータ）による。 ○スリーブ 柱、梁および耐震壁以外の箇所で、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が 200φ 以下の部分に付する場合は、紙製仮枠を使用してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮枠を必ず取り除く。 ●鋼材工事 機器付属金物および配管、ダクトの支持金物は標準仕様書第2編第7章第5節による。 ●はつり及び穴開け はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第2編第4章による。 ○防煙ダンパーおよび防火防煙ダンパー 復帰方式は ※遠方復帰式（電気式（定格入力 DC 24V 0.6A 以下）） ○消音内貼 ダクトおよびチャンバー、消音エルボの内貼り（箇所図示）は次による。 (1) 消音内貼り部分の外部保温は ○要 ○不要 (2) チャンバーの寸法は、外形寸法を示す。 (但し、ダクトおよび消音エルボは、外形寸法を示す。) (3) 空気調和機に取付けるサブリーチャンバー、レターチャンバーおよびダクト系に消音内貼りしたチャンバーには、内貼り仕様または断熱材の点検口を設ける。 ●防火区画貫通部等の処理 (1) 標準仕様書第2編 2.8.1(a) または改修標準仕様書第2編 2.6.1(a) による。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。 ○取付栓 防火栓に取り付ける吹出口、吸込口等で取付栓を必要とするものは鋼栓を使用する。 ●防火区画 ○平面階 ●図示 ○ ○揭示板 機器室に操作順序、注意事項、連絡先および系統図などを記入した掲示板を設ける。 図面に特記なき場合は、表-2「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 ●総合調整 下記の項目について調整する。				-----------------	--		○空気調和設備	○風量調整（測定共） ○水量調整（測定共）		○室内外空気の温湿度測定			○室内空気およびじんあいの測定			○換気設備	○風量調整（測定共） ○室内空気およびじんあいの測定 ○騒音の測定（屋内外、敷地境界共） ○停電・復電動作確認		○排煙設備	○風量調整（測定共） ○騒音の測定（屋内外、敷地境界共） ○停電・復電動作確認		○給水設備	○飲料水の水質の測定 ※厚生労働大臣告示19号 第二の一の1の(4)による ○標準仕様書による ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第四条の2による		○方式 ○空気調和 ○全空気方式（O中央 O各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式 ○冷暖房 ○ファンコイル方式 ○パッケージ方式【O個別式 Oマルチ式】 ○暖房 ○ファンコイル方式（温水） ○輻射暖房方式【O壁パネル式 O床式】 ○冷房 ○パッケージ方式 ○主要熱源機器 機器 ○吸収冷温水機 ○チーリングユニット ○ボイラー ○ファンコイル方式 ○ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機（OHP OHP O） 燃料 ○油灯 OA重油 ○LPG ○都市ガス ○電気【O深夜電力】 ○ペレット ○設計時の温湿度条件 場所 屋外 屋内（調整目標値） 教室 \*\*\* 時 期 温度（DB） 温度（RH） 温度（DB） 温度（RH） 温度（DB） 温度（RH） 夏 期 35.1 °C 55 % 28 °C 50 % °C 冬 期 -0.9 °C 74 % 19 °C 50 % °C ○ダクトの種別 ※低圧ダクト ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト ○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法 ○ヨーナーボルト工法（O共板フランジ工法 Oスライドオンフランジ工法） （ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○ダクトの分岐方法 ○割込み工法 ○直付け工法 ○保温および塗装 標準仕様書または改修標準仕様書の当該事項による。ただし、次の部分は本仕様とする。 (1) 寒冷地の保温外装は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 (2) 屋外露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー 1 とする。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 (3) 屋内露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー 1 とする。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出するダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り 次要 ○不要 書庫 ○要 ○不要 屋上階 ○要 ○不要 機械室 ○要 ○不要 車庫 ○要 ○不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ○不要 (7) 合成樹脂製支持受 硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの ○吹出口および吸込口ボックス ポックスの材質について、特記がない場合は亜鉛板製とする。ただし、グラスウール製とする場合は JIS A 4007 の保温および換気設備用ダクトの構成部材）によるものとし、厚さ 0.6mm 以上の亜鉛板で補強を施したものとする。 ボックスの吊りは 3 点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。 ○エボキン樹脂コーティングおよびラミングの乾燥方法は次による。 ※加熱乾燥 ○常温乾燥 ●電線類および電線管 電線類および電線管等については標準仕様書第4編第1章第5節による。 電線類は原則として EM 電線および M ケーブルを使用する。 ●ボックス P F 管で配管する場合は、ボックスを使用する。 ●容量等の表示 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 但し、電動機の出力、燃料消費量および圧力損失は表示された数値以下とする。 ○誘導電動機 電動機出力が 0.75kW 以下の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機一低圧トップランナーモータ）による。 ○スリーブ 柱、梁および耐震壁以外の箇所で、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が 200φ 以下の部分に付する場合は、紙製仮枠を使用してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮枠を必ず取り除く。 ●鋼材工事 機器付属金物および配管、ダクトの支持金物は標準仕様書第2編第7章第5節による。 ●はつり及び穴開け はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第2編第4章による。 ○防煙ダンパーおよび防火防煙ダンパー 復帰方式は ※遠方復帰式（電気式（定格入力 DC 24V 0.6A 以下）） ○消音内貼 ダクトおよびチャンバー、消音エルボの内貼り（箇所図示）は次による。 (1) 消音内貼り部分の外部保温は ○要 ○不要 (2) チャンバーの寸法は、外形寸法を示す。 (但し、ダクトおよび消音エルボは、外形寸法を示す。) (3) 空気調和機に取付けるサブリーチャンバー、レターチャンバーおよびダクト系に消音内貼りしたチャンバーには、内貼り仕様または断熱材の点検口を設ける。 ●防火区画貫通部等の処理 (1) 標準仕様書第2編 2.8.1(a) または改修標準仕様書第2編 2.6.1(a) による。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。 ○取付栓 防火栓に取り付ける吹出口、吸込口等で取付栓を必要とするものは鋼栓を使用する。 ●防火区画 ○平面階 ●図示 ○ ○揭示板 機器室に操作順序、注意事項、連絡先および系統図などを記入した掲示板を設ける。 図面に特記なき場合は、表-2「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 ●総合調整 下記の項目について調整する。				-----------------	--		○空気調和設備	○風量調整（測定共） ○水量調整（測定共）		○室内外空気の温湿度測定			○室内空気およびじんあいの測定			○換気設備	○風量調整（測定共） ○室内空気およびじんあいの測定 ○騒音の測定（屋内外、敷地境界共） ○停電・復電動作確認		○排煙設備	○風量調整（測定共） ○騒音の測定（屋内外、敷地境界共） ○停電・復電動作確認		○給水設備	○飲料水の水質の測定 ※厚生労働大臣告示19号 第二の一の1の(4)による ○標準仕様書による ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第四条の2による		○排気フード 排気フードの補強、支持金物、接合剤等は、亜鉛板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による。 ※ステンレス鋼板（補強共） ○亜鉛板 排気フード通りに取付けた幕板は、上記フードと同材質とする。 ※本工事 ○別途工事 グリースフィルターの予備 ○要 ○不要  ○保溫 暖室・厨房（多温箇所）の外気取入れダクトの保温（空調を行っている室において） ○要 ○不要 外気取入れダクトの保温（空調を行っている室において） ○要 ○不要 全熱交換器までの外気取入れダクトの保温（空調を行っている室について） ○要 ○不要 全熱交換器以降の外気取入れダクトの保温（空調を行っている室について） ○要 ○不要 上記以外で外気取入れダクトに保温を行う室 ○要 ○不要 保温を行う場合の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による。  ○排煙対象部分 ○廊下 ○事務室 ○図示 最大面積 m<sup>2</sup>  ○ダクトの種別 ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト  ○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法  ○ダクトの材料 ○亜鉛板製 ○普通鋼板製  ○排煙口 (1) 形状 ○スリットフェース形 ○ハネル形 ○ダンパー形 (2) 排煙口の開放 ○手動式（O機械式 O電気式） ○煙感知器連動 (3) 復帰装置 ○手元復帰式（O手動式 O電気式） ○遠方復帰式 (4) ダンバー本体および操作箱との渡り配線は本工事とする。  ○保溫 床下および暗渠内の保温 ○要（範囲は図時による） ○不要  ○取付高さ 洗面器、手洗器の取付高さ（床面より前線上端まで）は次による。ただし、身体障害者用器具は除く。 洗面器 ※800mm ○750mm 「標準図」による 手洗器 ※800mm ○「標準図」による  ○多目的トイレの器具配置 (1) 大便器の紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置は JIS S0026 による。 (2) 洗面器の水栓は自動洗浄とする。  ○給水方式 ○水道直結方式 ○高置タンク方式 ○ポンプ直送方式 ○増圧ポンプ方式  ○弁類 ○飲料水系統の弁類は厚生労働省基準に準じた鉛レスとする。  ○水栓柱 ○合成樹脂製（70×70×1300H） ○ステンレス製（ ） 特記なき場合、水栓の取付け高さは約 600mm とする。  ○加入金等 ○要（O本工事 O別途工事） ○不要 名称：  ○排水方式 汚水・雑排水 [屋内] ○分流式 ○合流式 汚水・雑排水と雨水 [屋外] ○分流式 ○合流式 ポンプ排水 ○有り（O汚物 ○雑排水 ○汚水 ○浄化槽 2次側） ○無し  ○放流先 (1) 汚水 ○直放流水管 ○净化槽 (2) 雜排水 ○直放流水管 ○净化槽 ○別途機（建築工事） (3) 雨水ポンプアップ ○直放流水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事） (4) 流出ポンプアップ ○直放流水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事） ○満水試験継手 ○要（箇所図に取付ける） ○不要 ○負担金 ○要（O本工事 O別途工事） ○不要 名称：  ○給湯方式 ○中央式 ○局所式 (1) 役管・補給水管の保温は冷水管に準する。 (2) ガス沸騰器の排気筒の遮蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の表2.3.5 による。  ○給湯設備 ○中央式 ○局所式 (1) 役管・補給水管の保温は冷水管に準する。 (2) ガス沸騰器の排気筒の遮蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の表2.3.5 による。  ○消防設備 ○消火栓の種類 ○屋内消火栓 ○スプリンクラー ○泡消火 ○不活性ガス消火（ ） ○連絡送水管 ○連絡散水 ○フード等用簡易自動消火装置 ○屋外消火栓 ○消防用水  ○表示灯 屋内消火栓箱には、消火ポンプ運転表示灯取付け口を設ける。  ○保温 ○保温 ○施工する（膨張タンクによる） ○施工しない 消火用呼水タンクの保温を ○施工する（膨張タンクによる） ○施工する（膨張タンクによる） 屋外露水管の保温を ○施工する（給水管の保温仕様に準する） ○施工しない  ○ガスの種類 ○液化石油ガス（※50kg ○20kg） ○都市ガス ○発熱量 KJ/m<sup>3</sup> (N)  ガス供給事業者名：  ○土中埋設管の接合方法 ○ネジ接合 ○SGM工法 ○PE管工法  ○ビット内施工法 ※溶接接合  ○負担金 ○要（O本工事 O別途工事） ○不要  ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付  ○監視方式 ○警報盤 ○簡易形監視制御装置 ○中央監視制御装置  ○蓄電池容量 ○蓄電池容量による ○30 分間以上 ○48 分間以上  ○機器の構成 図示による  ●メーカー仕様による  ○ダクトの種別 ○低圧ダクト ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト  ○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法 ○ヨーナーボルト工法（O共板フランジ工法 Oスライドオンフランジ工法） (ただし、長辺の長さが 1,500mm 以下の部分)  ○ダクトの分岐方法 ○給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 ○排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式  ○厨房排気ダクトの板厚 厚さ O.3~2.2mm O.4~4.5mm ダクトの長辺 板厚 4.5mm 以下 O.6mm 4.5mm を超え 12.0mm 以下 O.8mm 12.0mm を超え 18.0mm 以下 1.0mm 18.0mm を超えるもの 1.2mm  ○排気ダクトのシール 標準仕様書第3編 2.2.1(f) によるものとし、施工箇所は下記とする。 ○厨房系統 ○浴室（シャワーラーム、脱衣室を含む）系統  ○消音ボックス付送風機 標準仕様書第3編 1.1.3 の当該事項による。	表-1「配管材料区分」	用 途	名 称・種 類			------	--	--		空調配管	冷温水管・膨張管・エア抜き管・影張タンクより、 ボイラーラー室への 補給水管	○ステンレス鋼管 ○耐熱性ライニング鋼管（SGP白） ○塗ビライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ボリ粉体ライニング鋼管			蒸気給気管	※配管用炭素鋼管（SGP黒） ○耐力配管用炭素鋼管（STPG黒）			蒸気還管	※圧力配管用炭素鋼管（STPG6黒） ○ステンレス鋼管			油 管	※配管用炭素鋼管（SGP黒） ○圧力配管用炭素鋼管（STPG6黒）			冷却水管	※配管用炭素鋼管（SGP白） ○ステンレス鋼管（SUS304） ○オブリ粉体ライニング鋼管（呼び径60S以下は拡張式、呼び径75S以上は接合接合） ○ボリ粉体ライニング鋼管（HIVP）			空調用排水管	※配管用炭素鋼管（SGP白） ●排水用硬質ボリ塩化ビニル管（VP）			冷 媒 管	※断熱材被覆鋼管 ○銅管 ○圧力配管用炭素鋼管（STPG黒）			バッケージ形空気調和機の2次側配管	※塗ビライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ボリエチレン被覆鋼管			給水配管	※塗ビライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ボリ粉体ライニング鋼管（呼び径60S以下は拡張式、呼び径75S以上は接合接合） ○ステンレス鋼管（SUS304） ○水道用硬質ボリ塩化ビニル管（HIVP）			地中配管	※塗ビライニング鋼管（SGP-VD, SGP-FVD） ○水道用硬質ボリ塩化ビニル管（HIVP） ○ステンレス鋼管（SUS316） ○水道用ボリエチレン管（呼び径60S以下は拡張式、呼び径75S以上は接合接合） ○水道用硬質ボリ塩化ビニル管（VU）	排水配管  屋内 雜 水 管 ○排水用硬質ボ



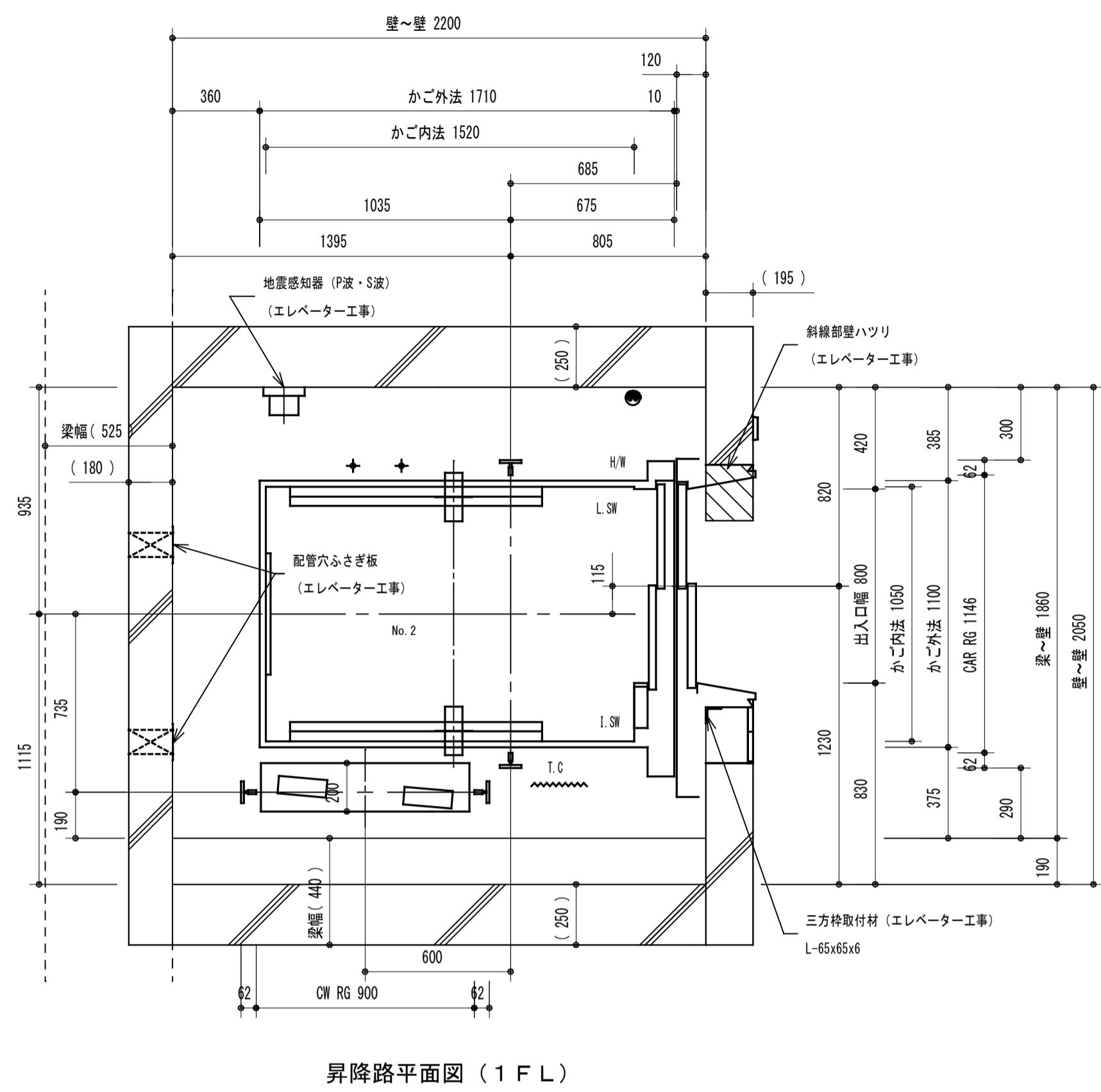
配置図 1/1000

年度別 31	公立大学法人 福井県立大学	環境システム設計 代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目411	総括 設計	工事名称 Eiheiji Campus General Lecture Hall Elevator Update Work	図面番号 EV-03
分類番号 第一分類 第二分類 第三分類 元年 6月	審査			図面名称 配置図・案内図	縮尺 1/1000



エレベーター仕様	
号機名（台数）	No. 2 (1台)
用途（形式）	乗用（SR9-2S45）車いす仕様
積載量（定員）	600 kg (9人)
速度	4.5 m/min
制御方式	交流インバータ制御方式（回生無）
操作方式	集合全自动方式
停止ヶ所・出入口方向	(1, 2FL) 2ヶ所 1方向
かご内法 (W x D x H)	1050 mm X 1520 mm X 2300 mm
出入口寸法 (W x H)	800 mm X 2000 mm
ドア方式	2枚戸片開き（電動式）
電動機出力	AC-2, 7 kW (ギヤレス)
電源	三相3線 200 V 60 Hz
動力	単相 100 V 60 Hz
管制運転	地震 有 (P波+S波感知器(3段検知)リストート機能付) 火災 有 自家発 無 ピット浸水 有 停電自動着床装置 有 耐震クラス A14 かご内連絡装置 24V時通話インターホン
基本仕様 及び 標準装備仕様	ローラーガイド (かご、おもり) 照明・換気装置自動休止機能 長周期地震対策 2D多光軸（マルチビーム）ドアセフティ 反転時呼び一括キャンセル機能 戸開放時間自動設定 行先階取消し機能 気配りナラウス機能 戸開閉保護装置 しきい間すきレス 広角ミラー付操作盤
特記事項	・スタンダード天井 (STD-1L) ・かご底点字イル ・かご内防犯カメラ ・オートアナウンス ・点字録板

車いす仕様	・専用乗場ボタン ・専用操作盤 ・ミラー（合わせガラス） ・手摺（ステンレス製ユニバーサルタイプ、2方向） ・戸開放時間の延長（車いす専用ボタンを押した場合のみ）
No. 2	遮煙のりばドア (Smokeproof)
通用階床	1, 2FL
	認定番号 CAS-0572
三方枠	1, 2FL 大枠・全傾斜 鋼板製単色塗装仕上
ドア	1, 2FL 鋼板製単色塗装仕上
窓	1, 2FL 硬質アルミ製
かご内仕様	
天井	[照明部] アルミフレーム導光板 LED 照明 [天井部] 化粧鋼板
照明	LED
停電灯	LED (兼用)
出入口柱	ステンレス製ヘアライン仕上
リターンバネル	ステンレス製ヘアライン仕上
かご扉	化粧鋼板
側板	化粧鋼板
幕板	化粧鋼板
幅木	化粧鋼板
床	非堆積系タイル (t2), 点字タイル
敷居	硬質アルミ製
換気方式	横流ファン
鏡	合わせガラス
手摺	ステンレス製 壁部・垂船ダイカストニッケルメッキサンドブラスト仕上
かご内防犯カメラ	ドーム形 CCD カラーカメラ
備考	2D多光軸（マルチビーム）ドアセフティ オートアナウンス



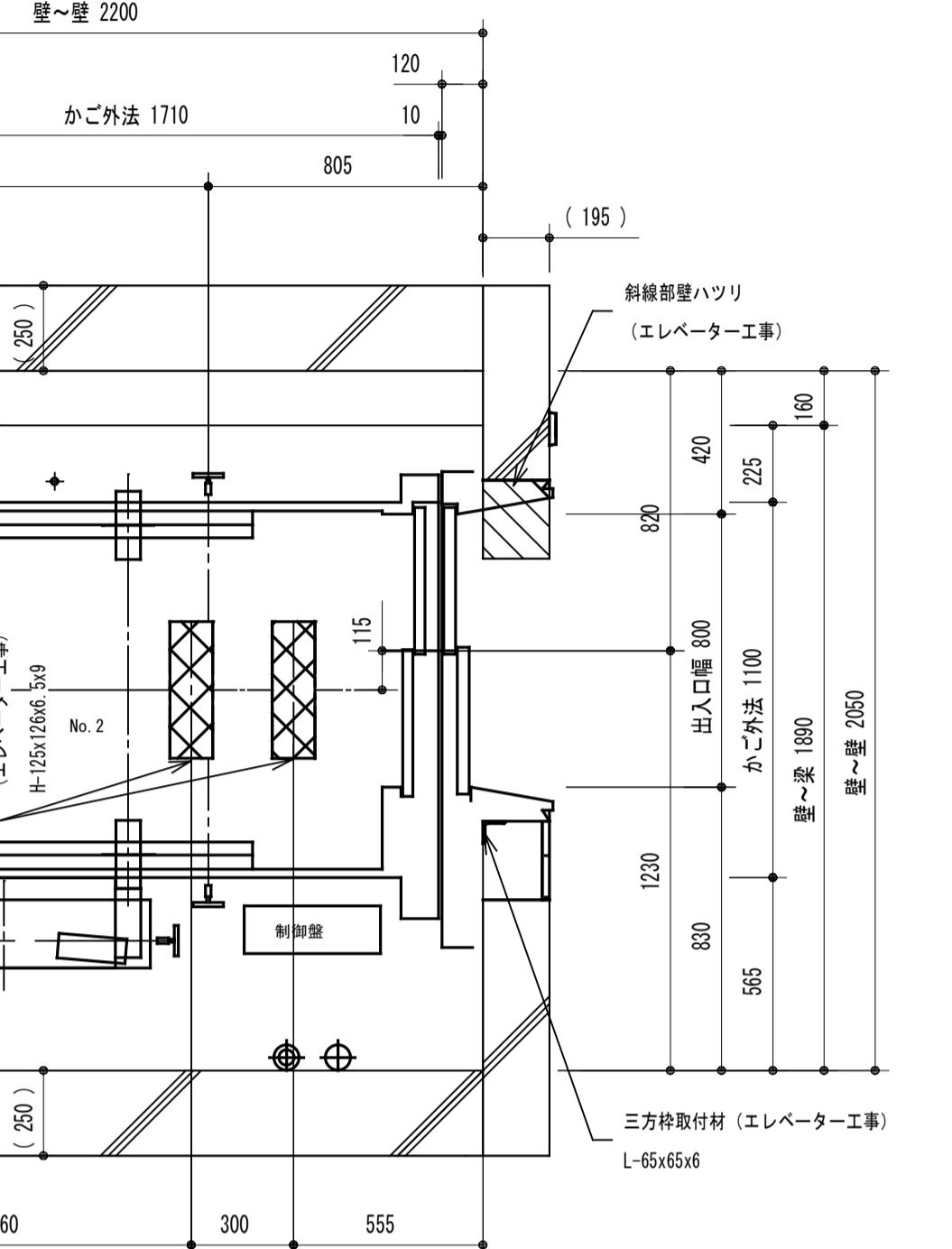
● ピット直接用コンセント	(電気工事)
~~ T. C保護金網	(新規取付)

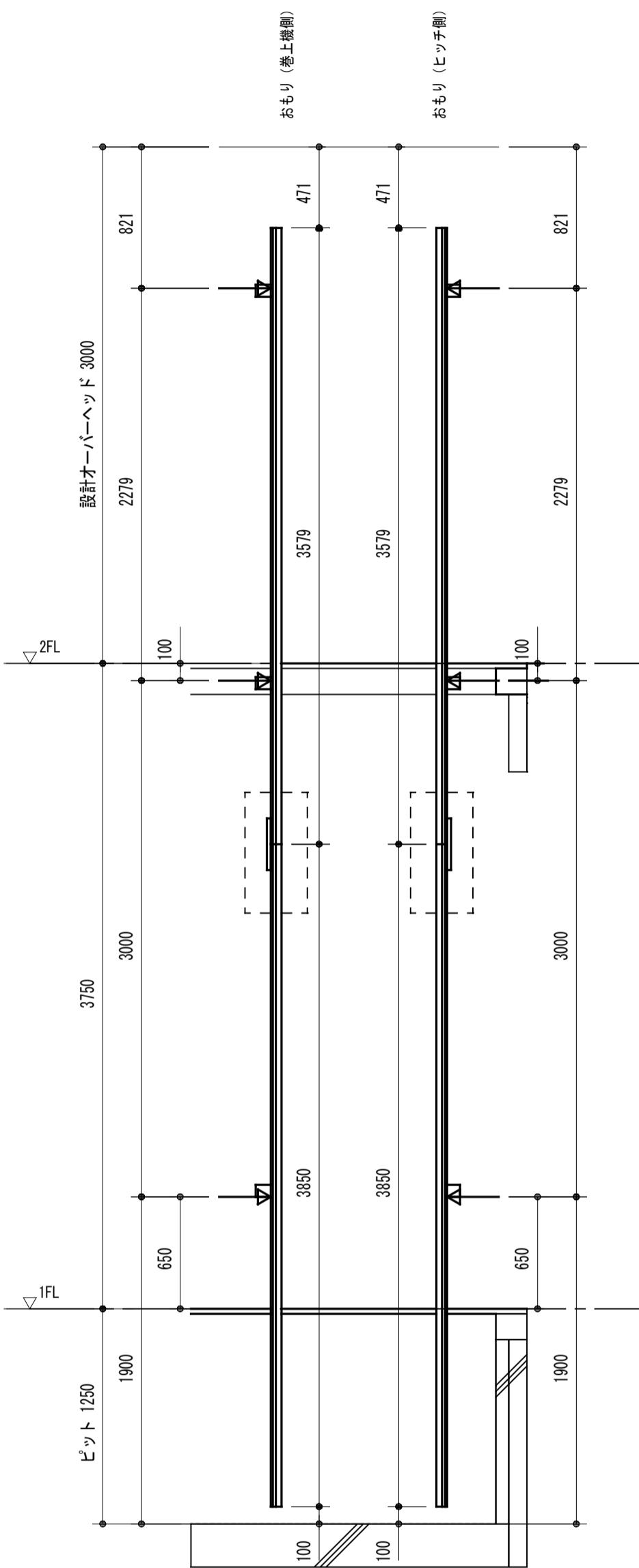
レール反カリスト (地震時作用荷重)		No. 2
かご側	Px	3, 40 kN
一般階	Py	1, 70 kN
かご側	Px	3, 60 kN
最上階	Py	2, 50 kN
おもり側	Px	5, 20 kN
一般階	Py	2, 60 kN
おもり側	Px	8, 00 kN
最上階	Py	5, 40 kN

上記 荷重による柱及び梁のたわみは5mm以下となるよう選定下さい。

◆ 電源引込み (受電盤への接続) ・動力・照明・接地線 最高階FL - 1350 mm	引出長さ 3 m	(電気工事)
◆ 配線引込み ・インターホン配線、電話線 ・火災感知器無電圧接点支給 ・防犯カメラ用回転ケーブル 最高階FL - 650 mm	引出長さ 3 m	(電気工事)

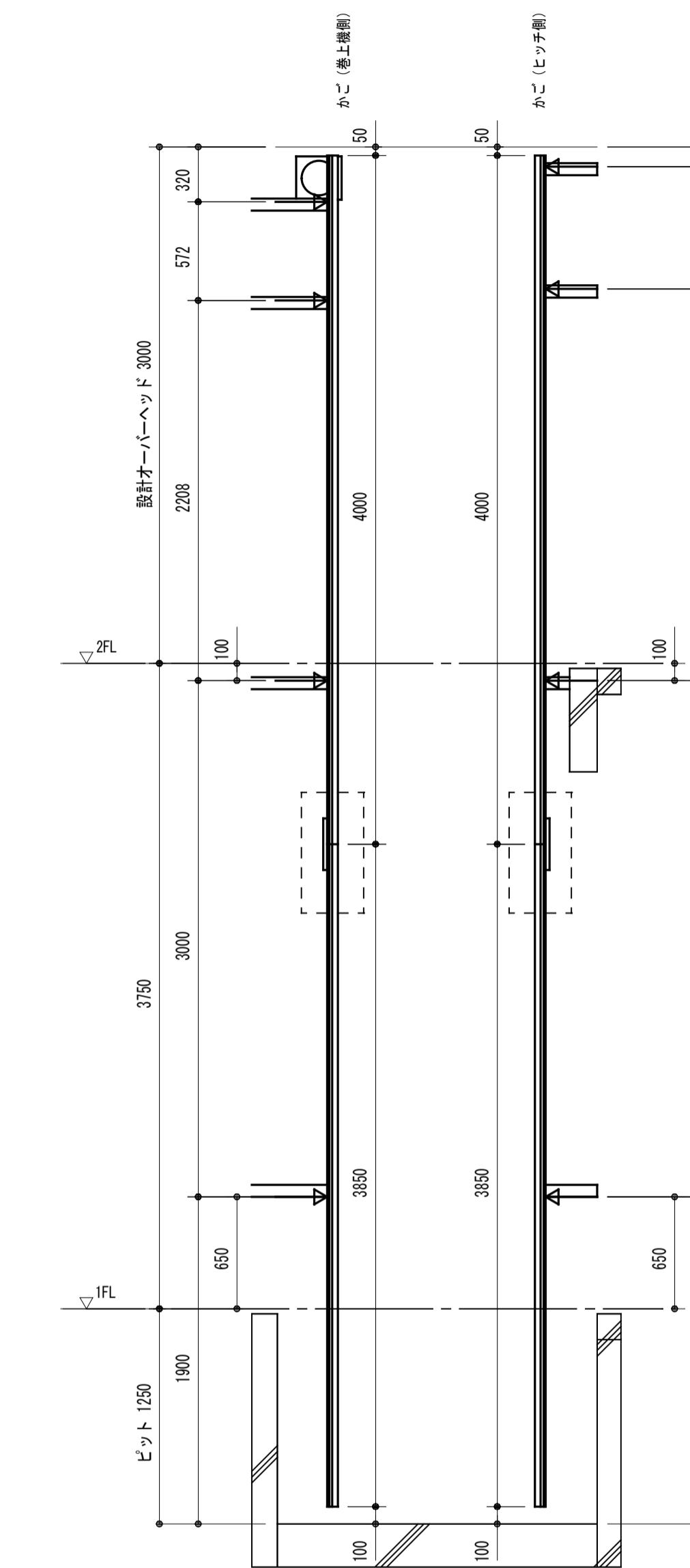
電源設備 (低圧)			
号機名	No. 2		
電源設備容量	動力 200 V 3 kVA		(電気工事)
	照明 100 V 1, 5 kVA		
最大電流	18, 1 A		
動力線サイズ (mm <sup>2</sup> ) (CV線)	5, 5	8	14
最大引込み距離 (m)	9.0	13.8	24.2
建屋側MCCB	20 A		
接地線最小サイズ	2 mm <sup>2</sup>		
インターホン用配線	φ 0.9 x 10 本		
自火報連動線	H.P.	φ 1.2 x 2 C	
電話用配管・配線	φ 0.19 配管	- 電話線 1 P	
ピットコンセント容量	1 kVA/台		





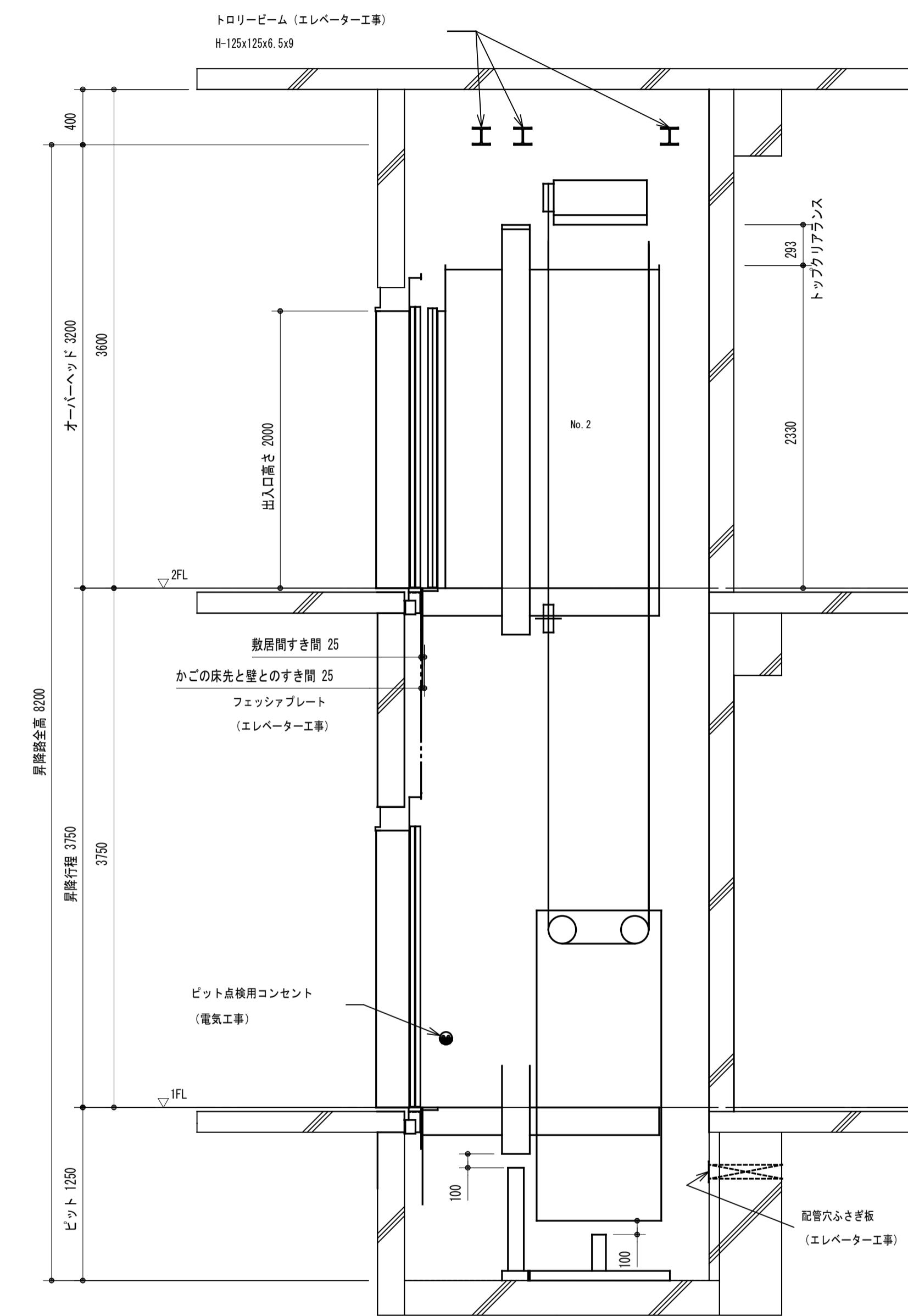
### レール建て図（おもり側）

1 : 30



レール建て図（かご側）

1 :



※点検用タラップはピットに保管

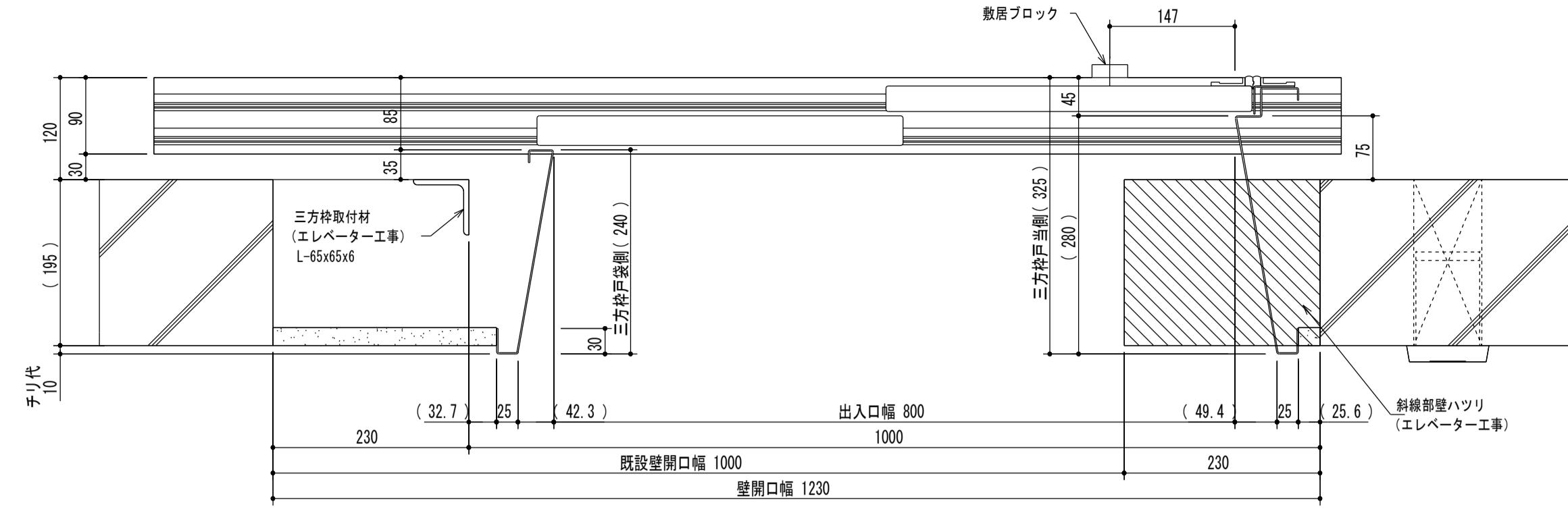
1 :

No. 2			
	レール支持間隔	レール支持範囲	レールブレケット
かご（ヒッチ側）	3 0 0 0	3 3 4 0	4 力所
かご（巻上機側）	3 0 0 0	3 4 9 0	4 力所
おもり（巻上機側）	3 0 0 0	3 3 8 0	3 力所
おもり（ヒッチ側）	3 0 0 0	3 5 7 0	3 力所

No. 2		
ピット反力		59.40 kN
ピット衝撃荷重	かご側	50.10 kN
	C/W側	39.50 kN

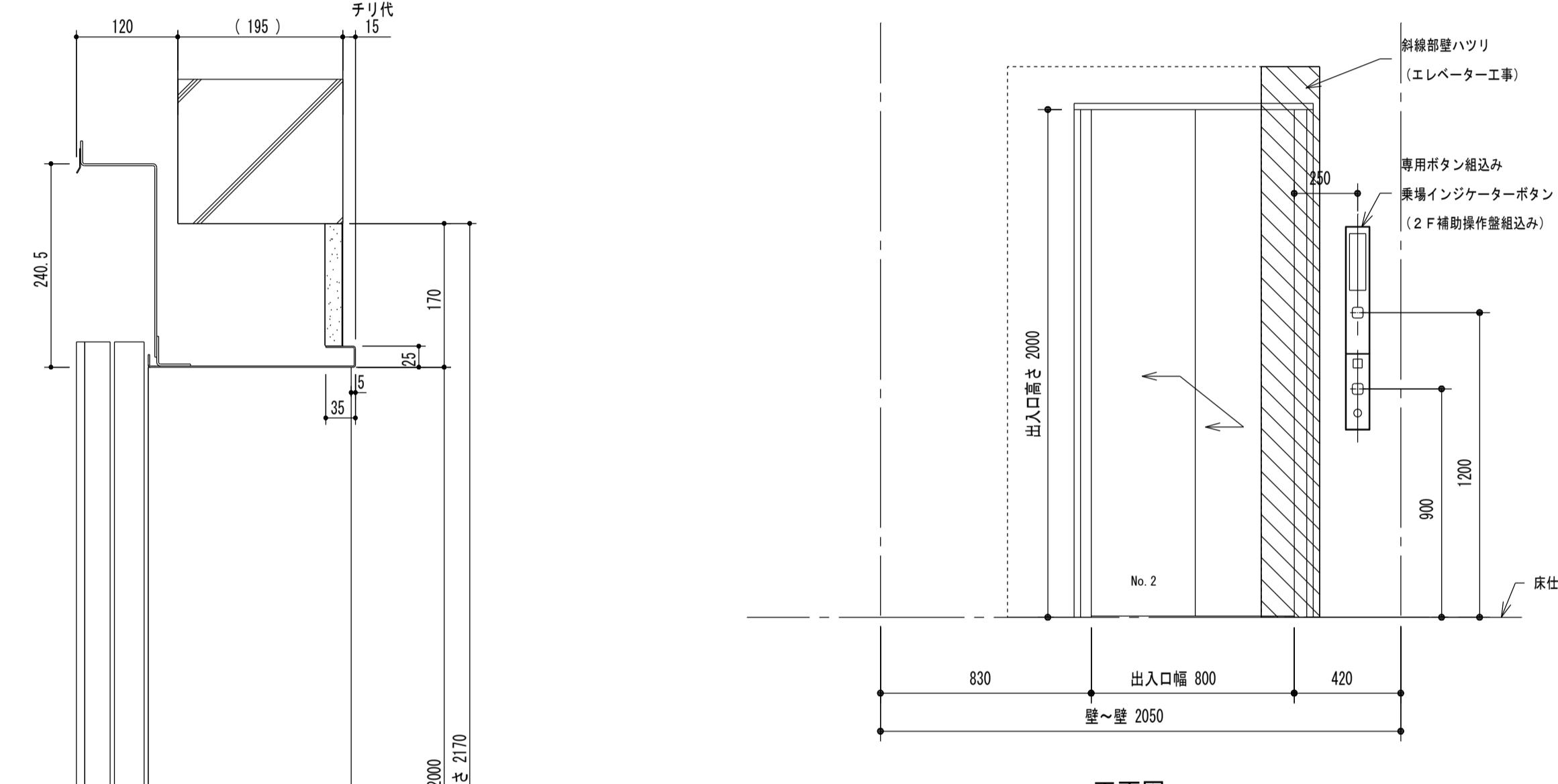
No. 2		
ピット反力		59.40 kN
ピット衝撃荷重	かご側	50.10 kN
	C/W側	39.50 kN

出入口意匠図



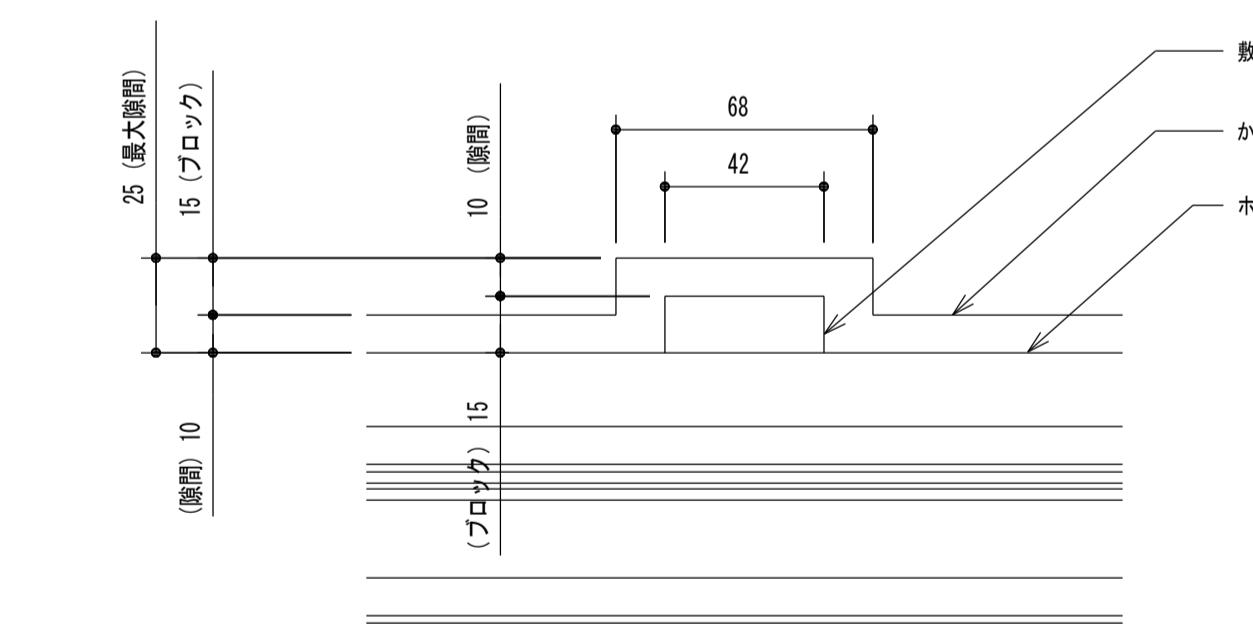
平面図

1 : 6



正面図

1 : 20



敷居ブロック部詳細図

1 : 2

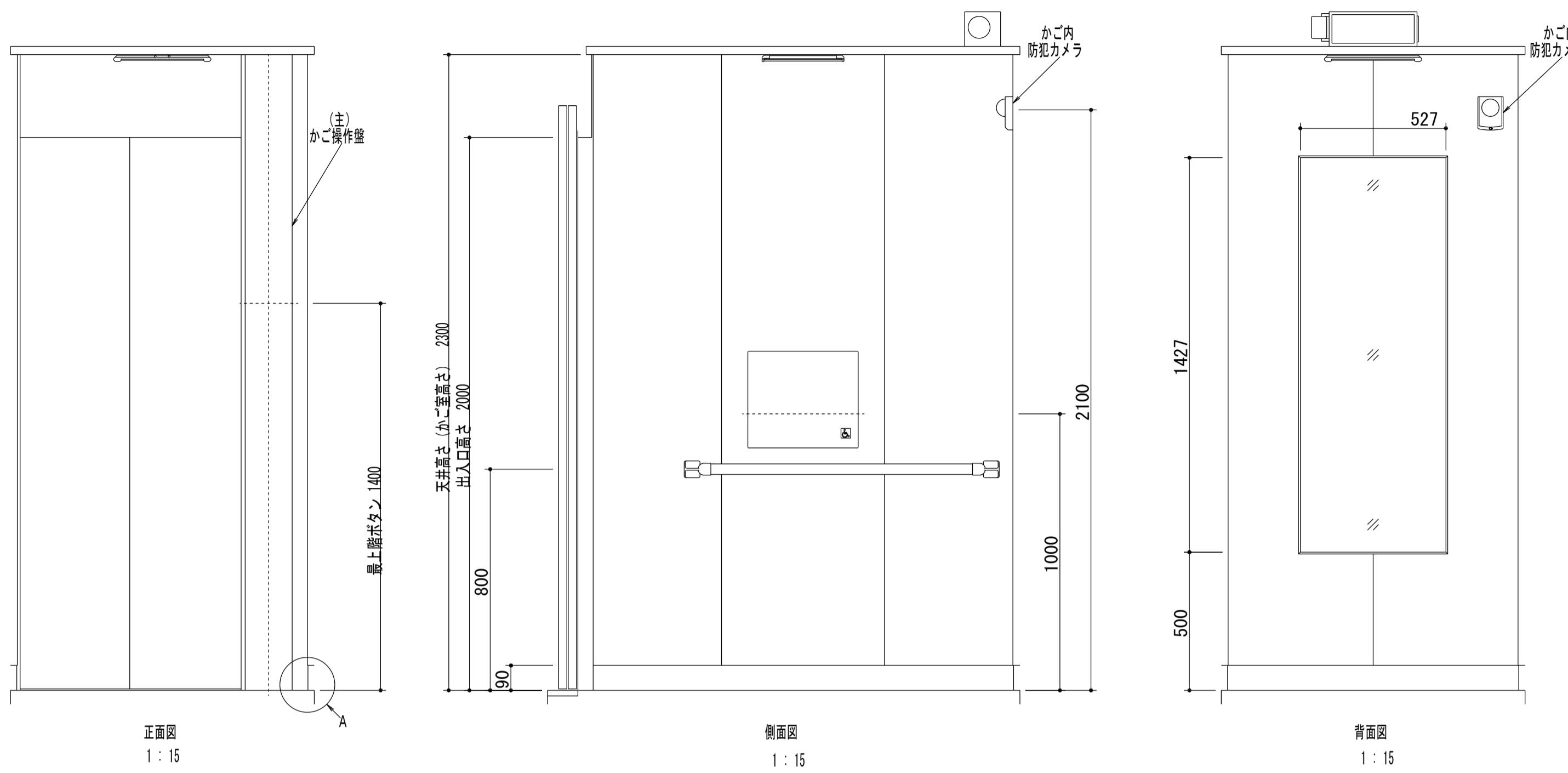
三方枠	1, 2 FL	大枠・全傾斜 鋼板製単色塗装仕上
ドア	1, 2 FL	鋼板製単色塗装仕上
敷居	1, 2 FL	硬質アルミ製

断面図

1 : 6

No. 2	遮煙のりばドア (Smokeproof)
通用階床	1, 2 FL

かご室意匠図



正面図

1 : 15

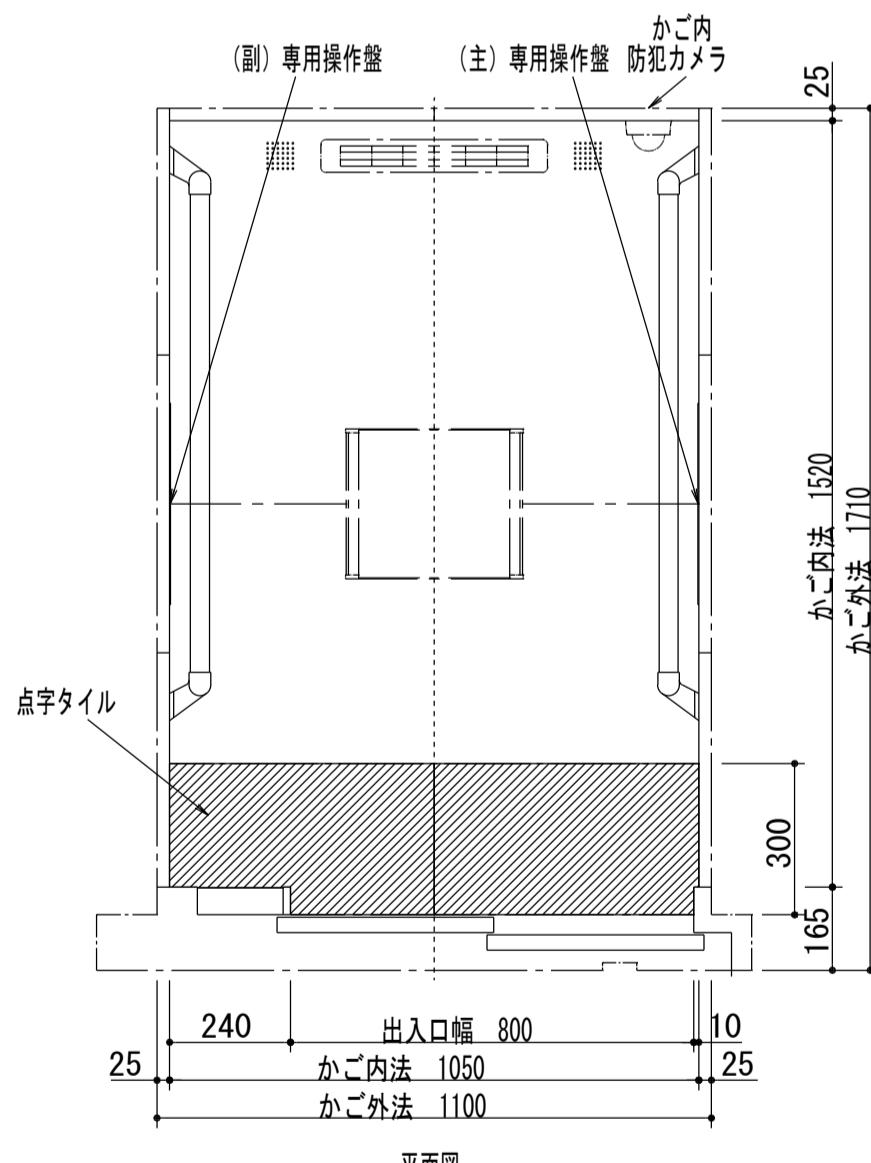
側面図

1 : 15

背面図

1 : 15

天井	[照明部] アルミフレーム導光板 LED 照明 [天井部] 化粧鋼板
照明	LED
停電灯	LED (兼用)
出入口柱	ステンレス製ヘアライン仕上
リターンパネル	ステンレス製ヘアライン仕上
かご扉	化粧鋼板
側板	化粧鋼板
幕板	化粧鋼板
幅木	化粧鋼板
床	非燃ビニルタイル (t 2), 点字タイル
敷居	硬質アルミ製
換気方式	横流ファン
鏡	合わせガラス
手摺	ステンレス製 端部: 墓地ダイカストニッケルメッキサンドブラスト仕上
かご内防犯カメラ	ドーム形 CCD カラーカメラ
備考	2D多光軸 (マルチビーム) ドアセーフティ オートアナウンス

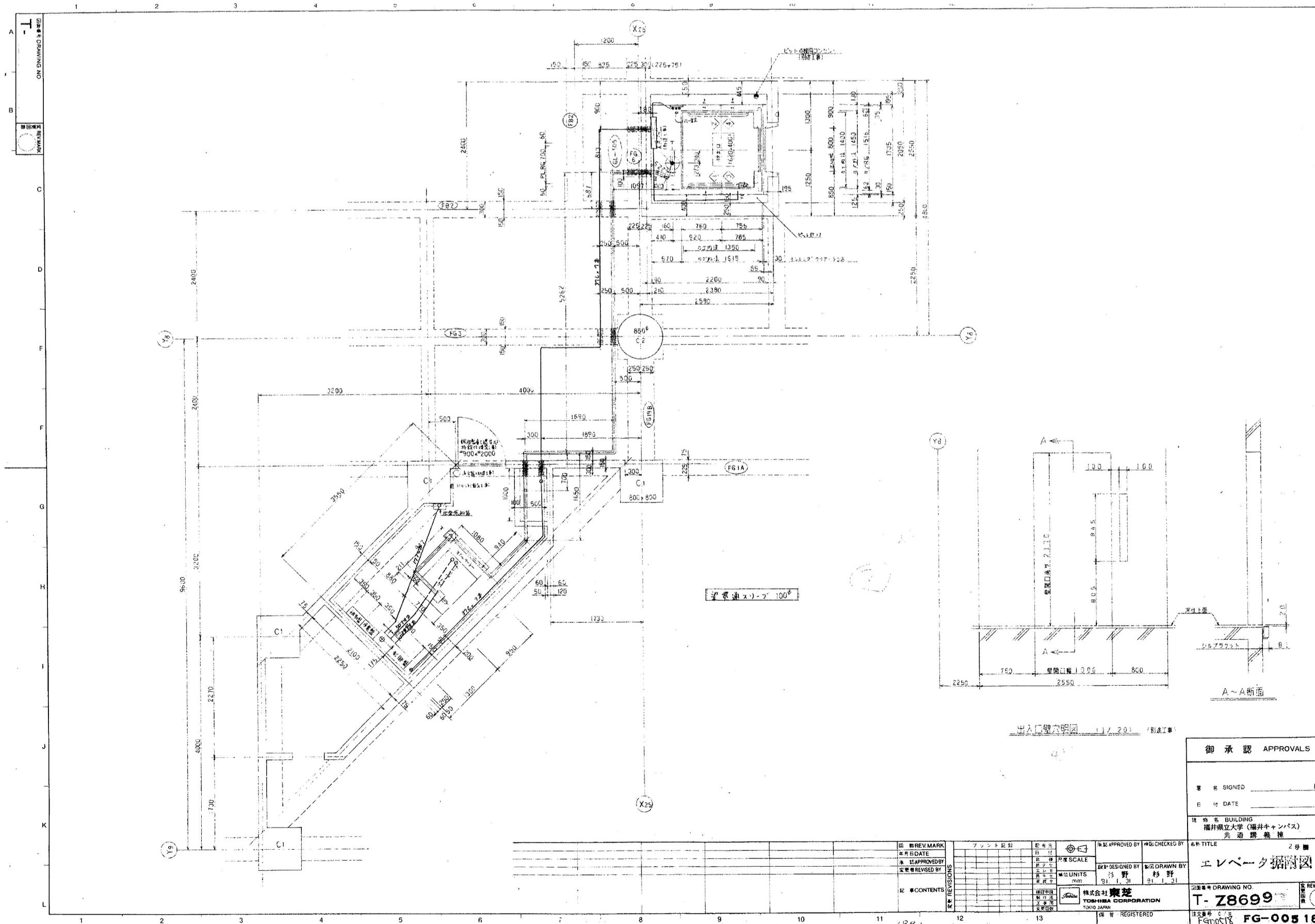
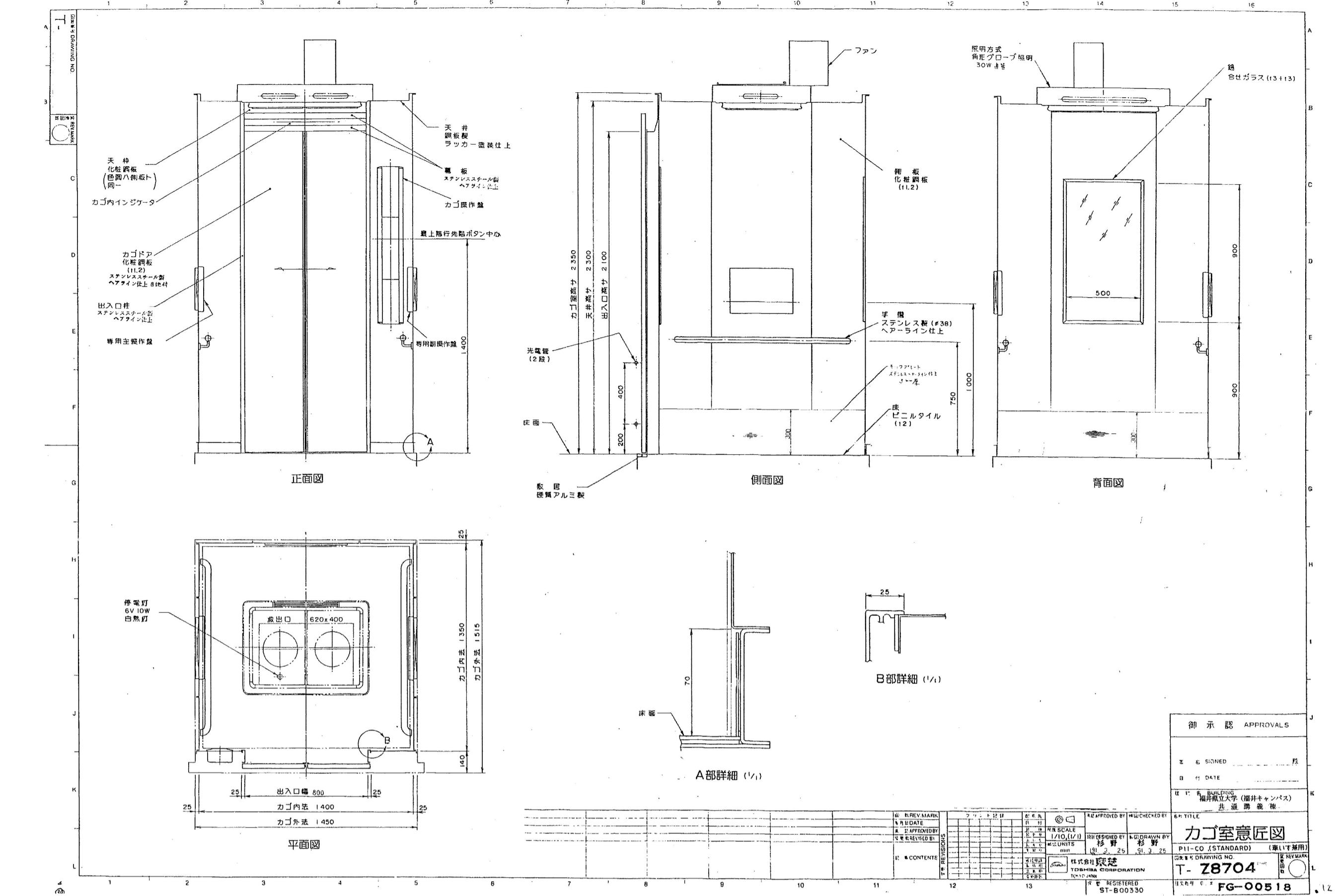
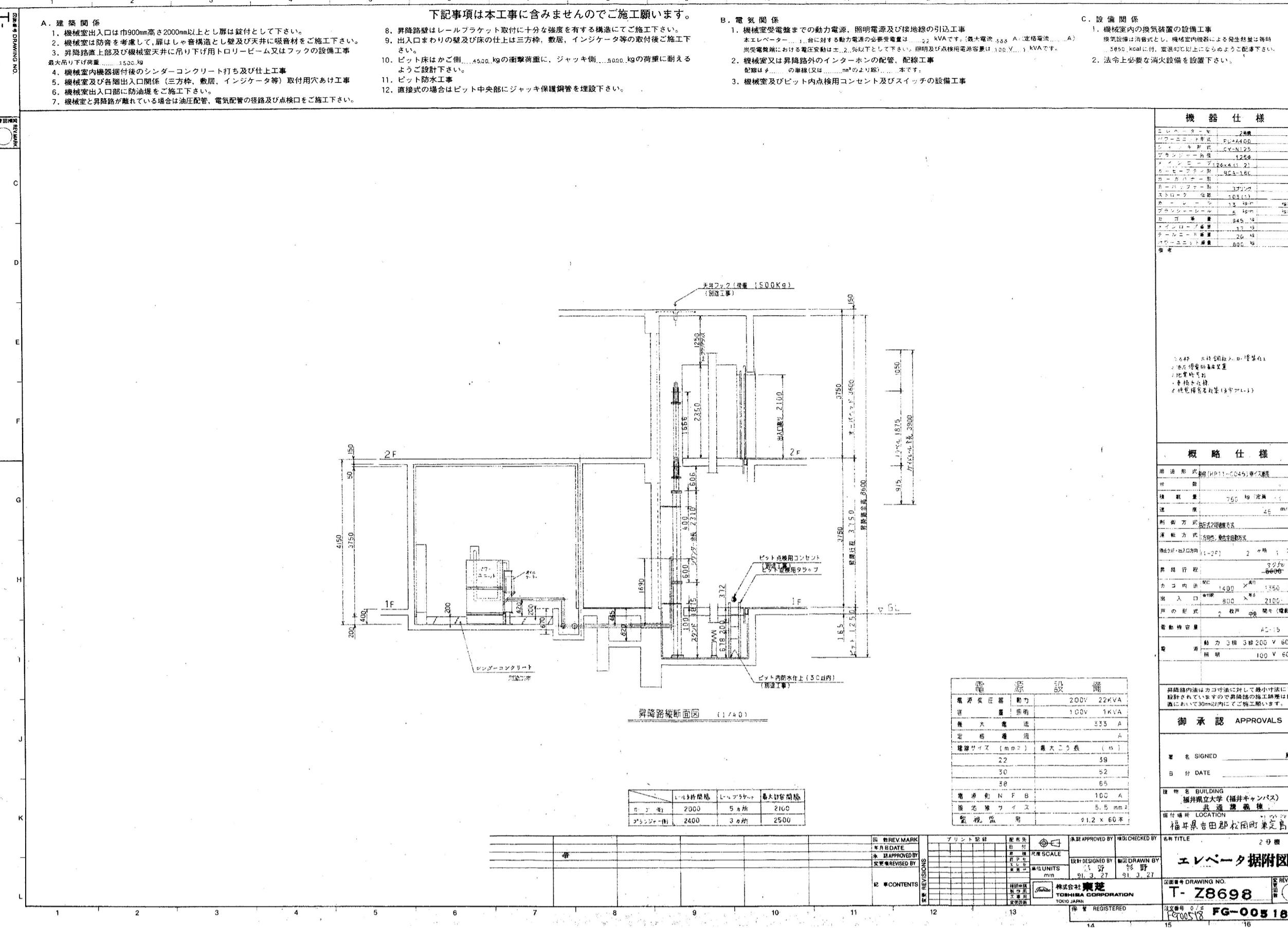


平面図

1 : 15

手摺詳細

(1/2) [1/4]



既設昇降機撤去図2 1/FRE

年度別 31	公立大学法人 福井県立大学					
		分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査
元年 6月						

# 電気設備工事特記仕様書

(H29.5改訂)

## I. 工事概要

1. 工事場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

2. 建物概要

棟名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A: 共通講義棟 (大講義棟)	R C 造	2階	2502.20	7項	学校	
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
電気設備	●	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○
構内交換設備	●	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○
扩声設備	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○
駐車場管轄設備	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○
火災報知設備	●	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
構内配電線路	(外灯設備も含む)				○
構内通信線路					○

## 4. 別契約の関連工事

- 建管関係工事 ( )
- 電気関係工事 ( )
- 空調関係工事 ( ) ○給排水関係工事 ( ) ●その他工事 (昇降機工事)

## 5. 工期

別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については平成年月日完成) 指定部分

## II. 工事仕様

### 1. 共通仕様

- 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官舎課総部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準図(電気設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準図」という。)

2) 工事項目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。

3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

### 2. 特記仕様

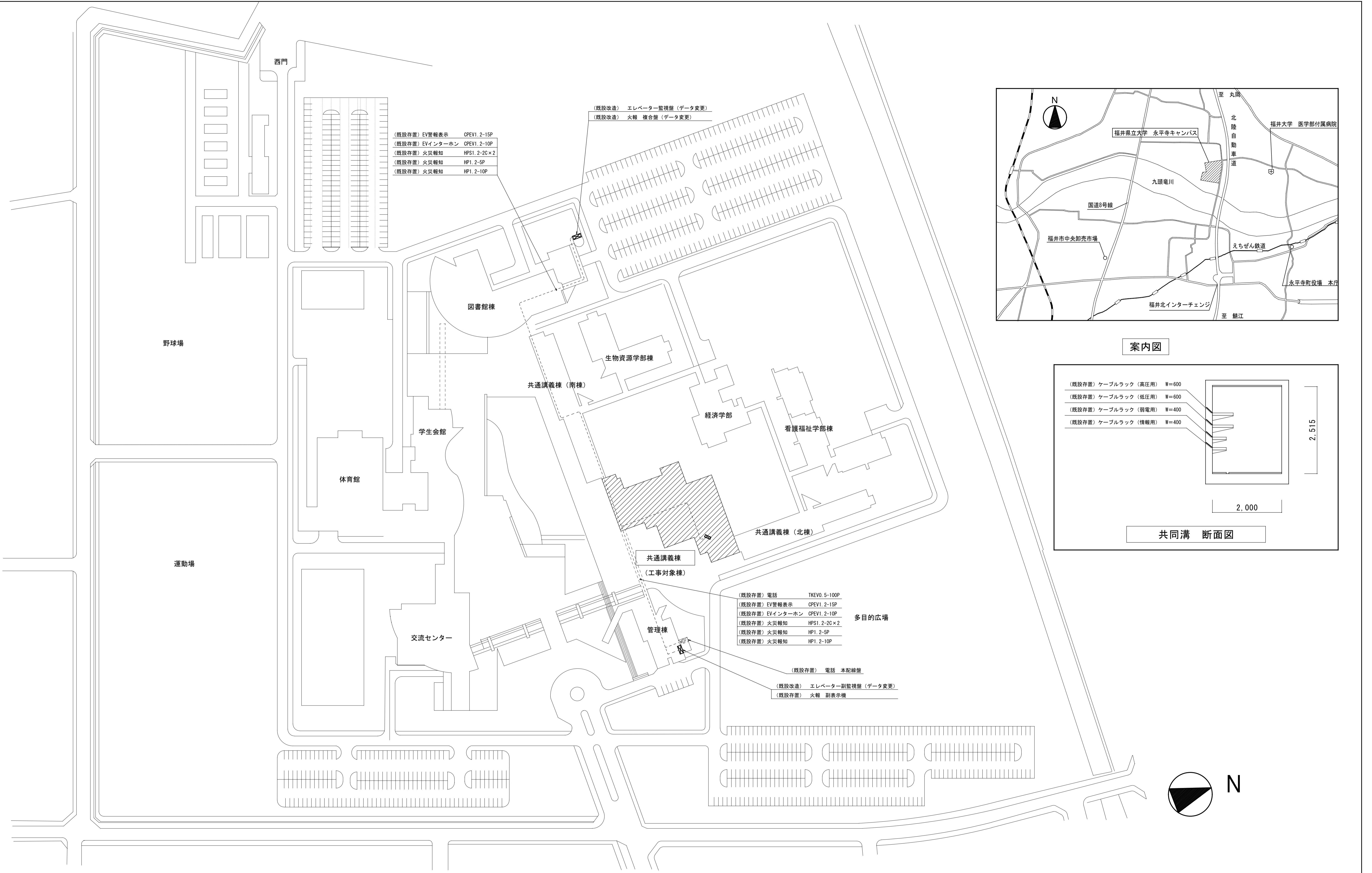
1) 項目および特記事項は、 ●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印の場合は※印を適用する。

#### 章 項 目 特記事項

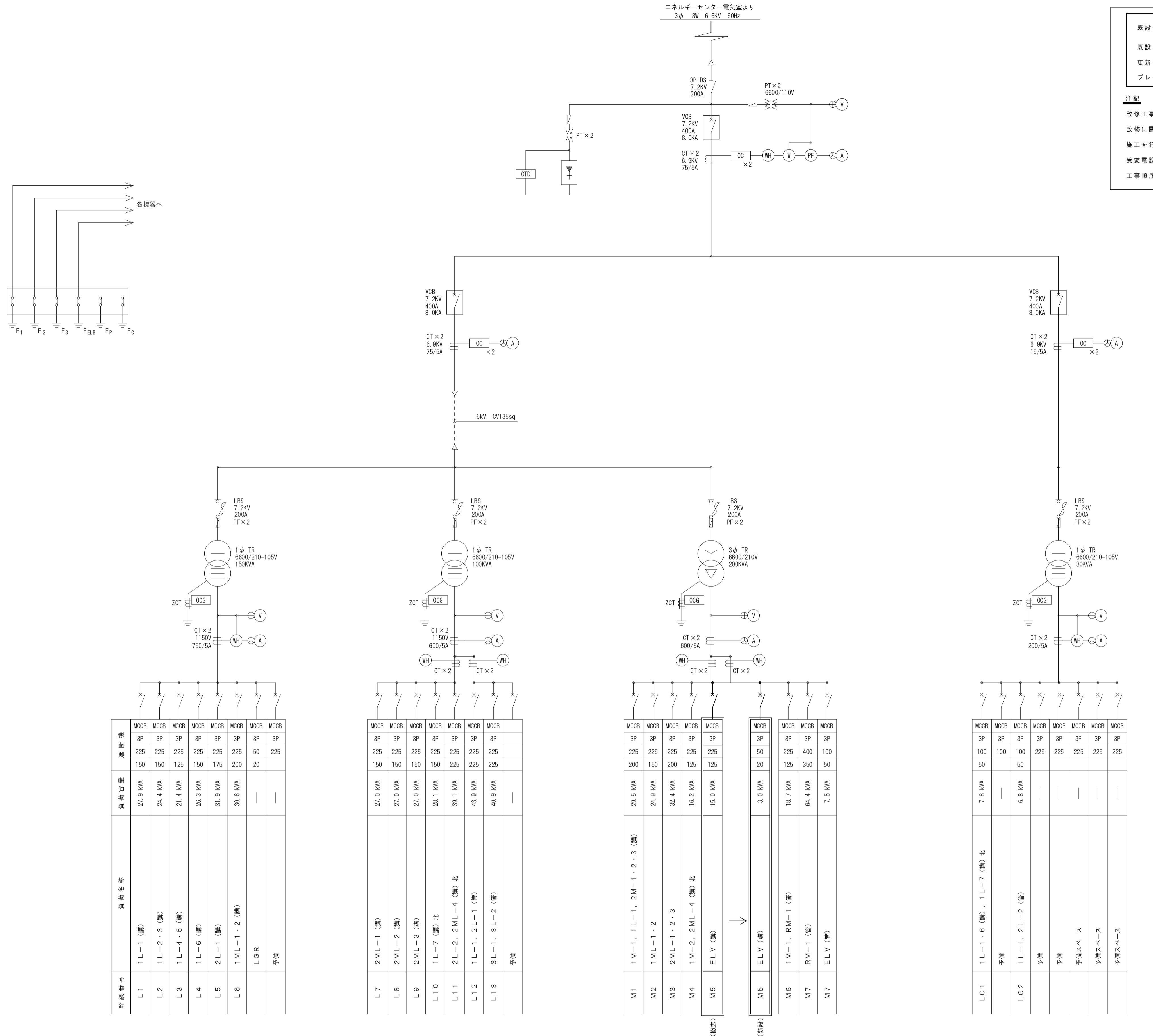
- 施工条件 現場説明書による。
- 事務処理 福井県営工事監督事務処理要領(福井県土木部建築住宅課課総部)による。
- 近接工事の間接費等 密接に關係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工の調整について
- 施工計画書 標準仕様書第1編第2節1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 施工体制の確保 建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。
  - (1) 提出書類
    - 1 施工体制台帳および施工体系圖の写し
    - 2 工事担当技術者台帳の写し
      - 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。
    - 3 工事元請・下請関係者届出書
      - 該当なき場合はその旨を記入し提出する。
  - (2) 工事実績情報の登録(工事請負金額が500万円以上の工事)
    - 工事実績情報サービス(DRINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を登録する。登録のための確認のお願い)を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。
    - また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。
    - (3) 名札の着用
      - 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および免行年月日が記載された名札を着用する。
  - 官署への手続き 工事に必要な官署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.3による。官公署等への諸手続き費用は受注者の負担とする。
  - 主任技術者等の資格 指示別に示す公告等による ●(1)級電気工事施工管理技士 ○( )種電気工事士
  - 下請負人の選定 下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事請負選定規則改正化指綱第1条)
  - 公共事業労務費調査 公共事業労務費調査の対象工事となつた場合(工期終過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を図る。

●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
●設備機器等	本工事に使用する設備機器等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。また、設備機器等の製造者は、次の(1)～(6)の項目を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)品質および性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>(2)生産施設および品質の管理が適切に行われていること。</li> <li>(3)安定的な供給が可能であること。</li> <li>(4)法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。</li> <li>(5)製造または施工の実績があり、その信頼性があること。</li> <li>(6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。</li> </ul>
●仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編1章第7節による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存部分の養生 ※行う ○行わない</li> <li>養生の方法 ※改修標準仕様書による ( )</li> <li>固定された機器、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等( ) ※行わない</li> </ul>
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編1章第8節によるほか、次による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。</li> </ul>
●再使用機材	取外した上再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなど十分に清掃を行う。
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編1章第9節による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しをするもの ※なし ○あり</li> <li>○金属類 ○盤類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○</li> <li>家電リサイクル法による処分をするもの ○なし ○あり(図示)</li> <li>フロン系冷媒使用機器の撤去 ○なし ○あり</li> </ul>
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
○工事成績評定の対象	※請負額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。
○工事成績評定要領	○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバホール含む) ○その他)
○第二条	○化学物質を貯蔵させる建築材料等の使用制限
○	本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、以下の(1)から(4)を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</li> <li>(2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</li> <li>(3)接着剤は可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない又は添加していない材料を使用する。</li> <li>(4)木材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</li> </ul> なお、ホルムアルデヒドを放散させないものは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものと使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
○	ホルムアルデヒドの放散量
○	該当する建築材料
規制対象外	① JIS および JAS のF☆☆☆☆規格品
規制	② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
○	③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
○	④ JIS および JAS のF☆☆☆規格品
○	⑤ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
○	⑥ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
○	室内空気中の化学物質の濃度測定
○	※ 24時間測定 ○( ) 時間測定 延べ( ) 節所
○	(1) 測定対象室および各測定箇所数 ※示図 ○( )
○	(2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン)
○	測定はバッキン型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。
○	測定対象物質の濃度を測定し、報告する。
●電気工作物の種類	※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物
●電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書による電気保安技術者をおくるものとする。
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。
●施工中の安全確保	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。
●火災の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。
○	事前調査の内容は次による。
○	調査項目 改修対象物および同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による
○	改修範囲の既存機器絶縁油へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。
○	○型調査: ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンデンサ ○高圧ワーカ ○交流遮断器 ○絶縁油分析調査: 变圧器台 高圧コンデンサ台 高圧ワーカ台 交流遮断器台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。
○	分析機関による分析費用は本工事とする。
●グリーン購入調達	資材、工法、建設機械において、工事の踏まえ、必要とする強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事によるグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。
●情報共有システム	※利用しない
●建物への配管	建物への引込・導入部の施工は、標準図(電力36、37、38)によるほか、次による。 ○PEP方式 (想定沈下量 0.5m以下 ○0.6m以下 ○免震建築導入方式
●インサート	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、あと施工アンカーは使用してはならない。やむを得ず使用する場合は改修標準仕様書第1編第2章第1.2節の該当事項による。
●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領」とい)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で1部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。
●電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。
○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地表面粗度区分 V <sub>0</sub> (○3.0 ○3.2 ○3.4) 地表面粗度区分 (I ○ II ○ III ○ IV) 条件により定められた積雪荷重 垂直積雪量 cm 単位荷重 N/cm <sup>2</sup>
○風圧力の検討	建築基準法施行令第87条に定めるとともに風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受電部システムおよび屋外下屋上および





年度別	公立大学法人 福井県立大学	環境システム設計	総括	設計	工事名称	図面番号
31	第一分類 第二分類 第三分類 審査	代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目411			永平寺キャンパス 共通講義棟 エレベータ更新工事	E-03
元年 6月					図面名称 電気設備工事 配置図・案内図	縮尺 A1 1:1000 A3 1:2000



**既設受変電設備 改修工事概要**

既設キューピタルに本工事にて改修工事を実施する。

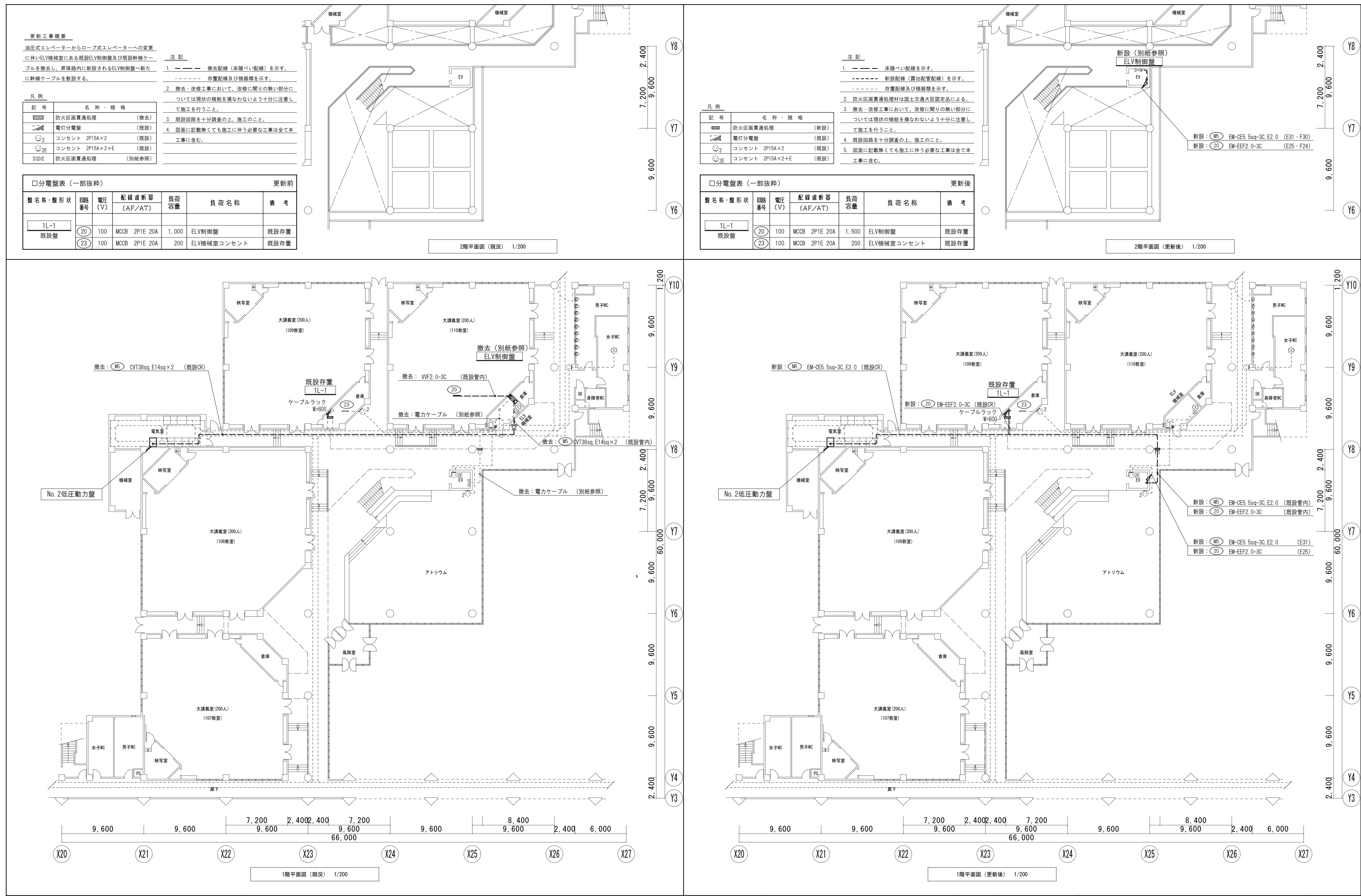
更新するエレベーターに幹線を整備するもので、電気容量の変更に伴い、ブレーカーの取り換えを行う。また、その他附帯工事を含む。

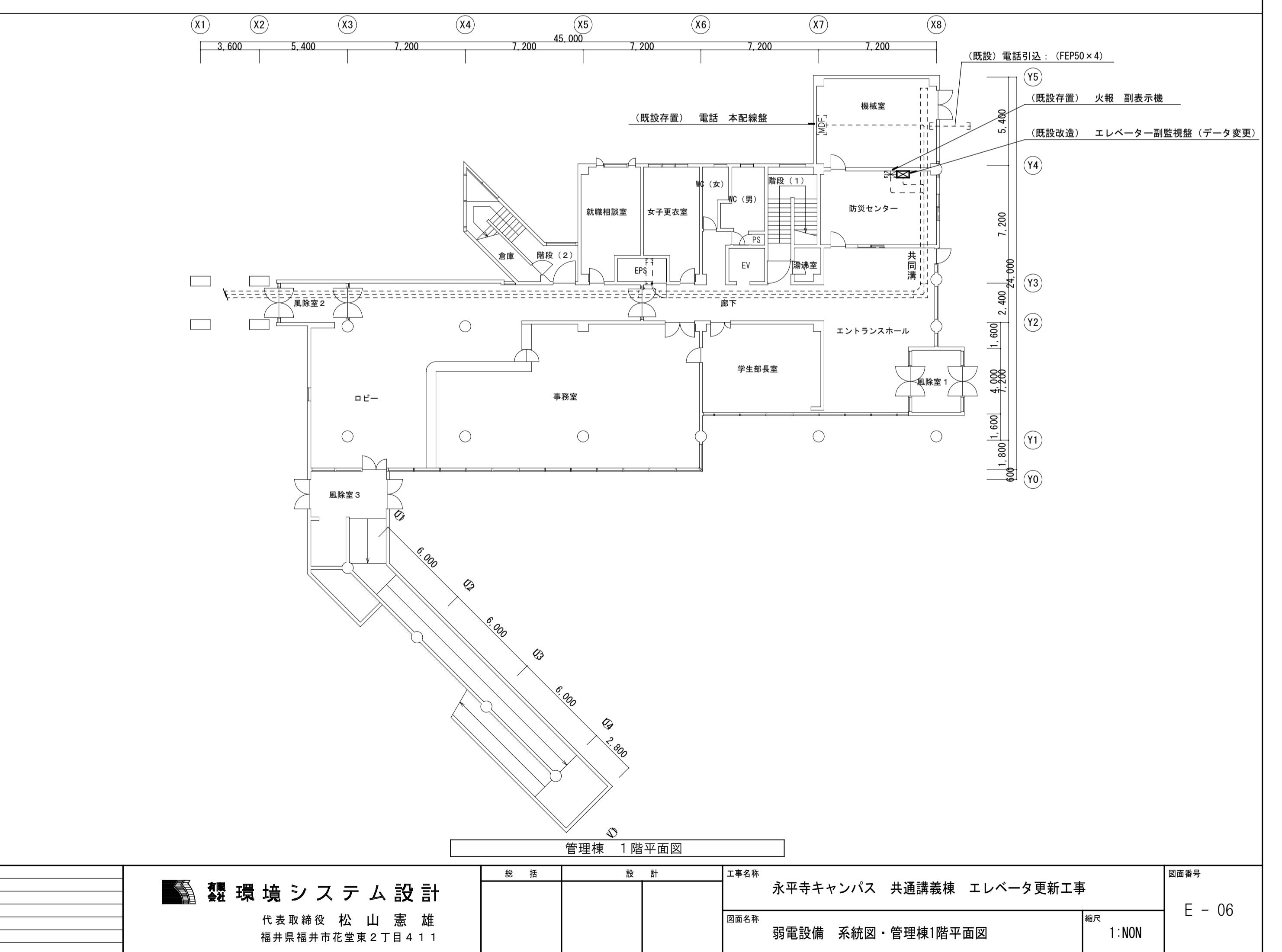
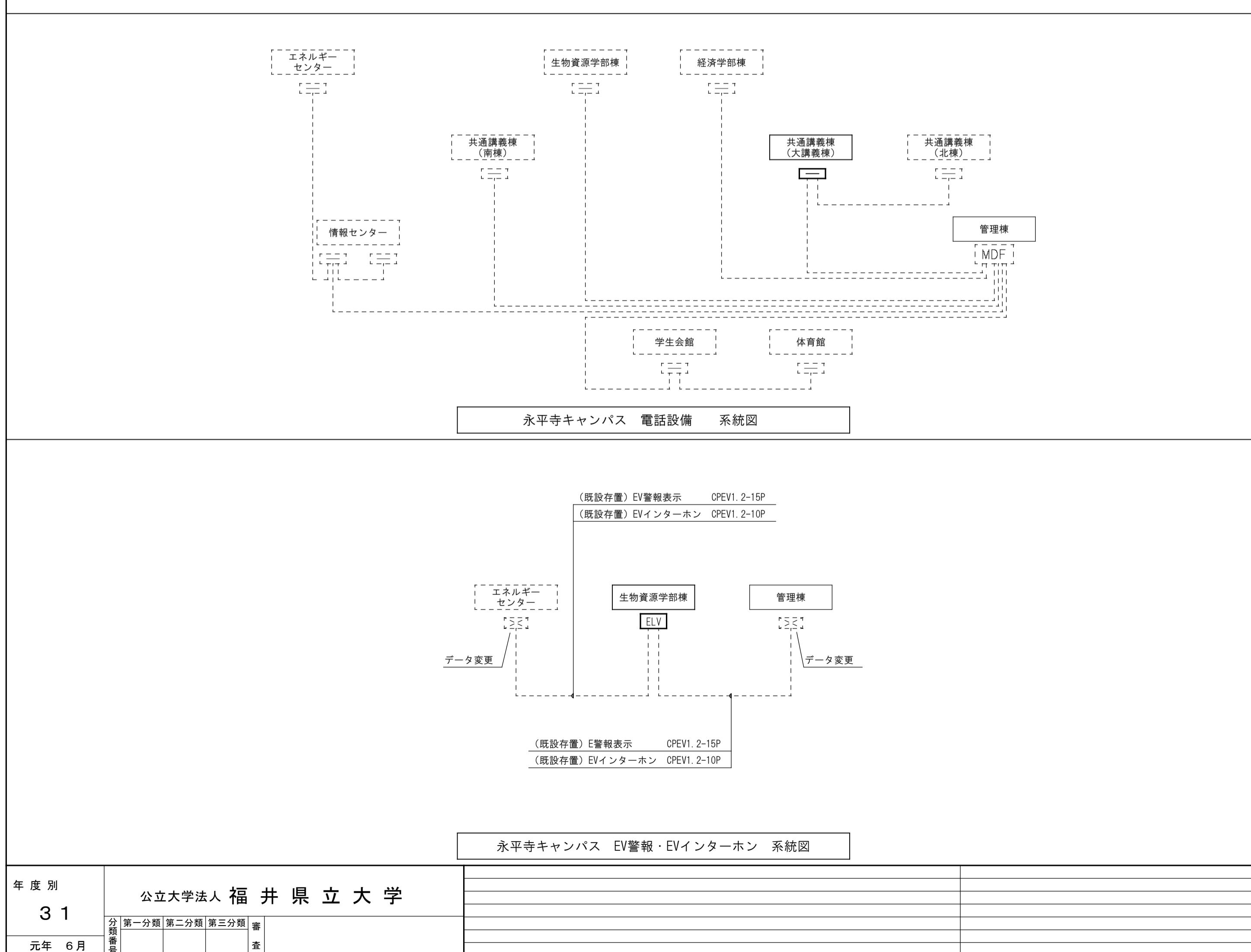
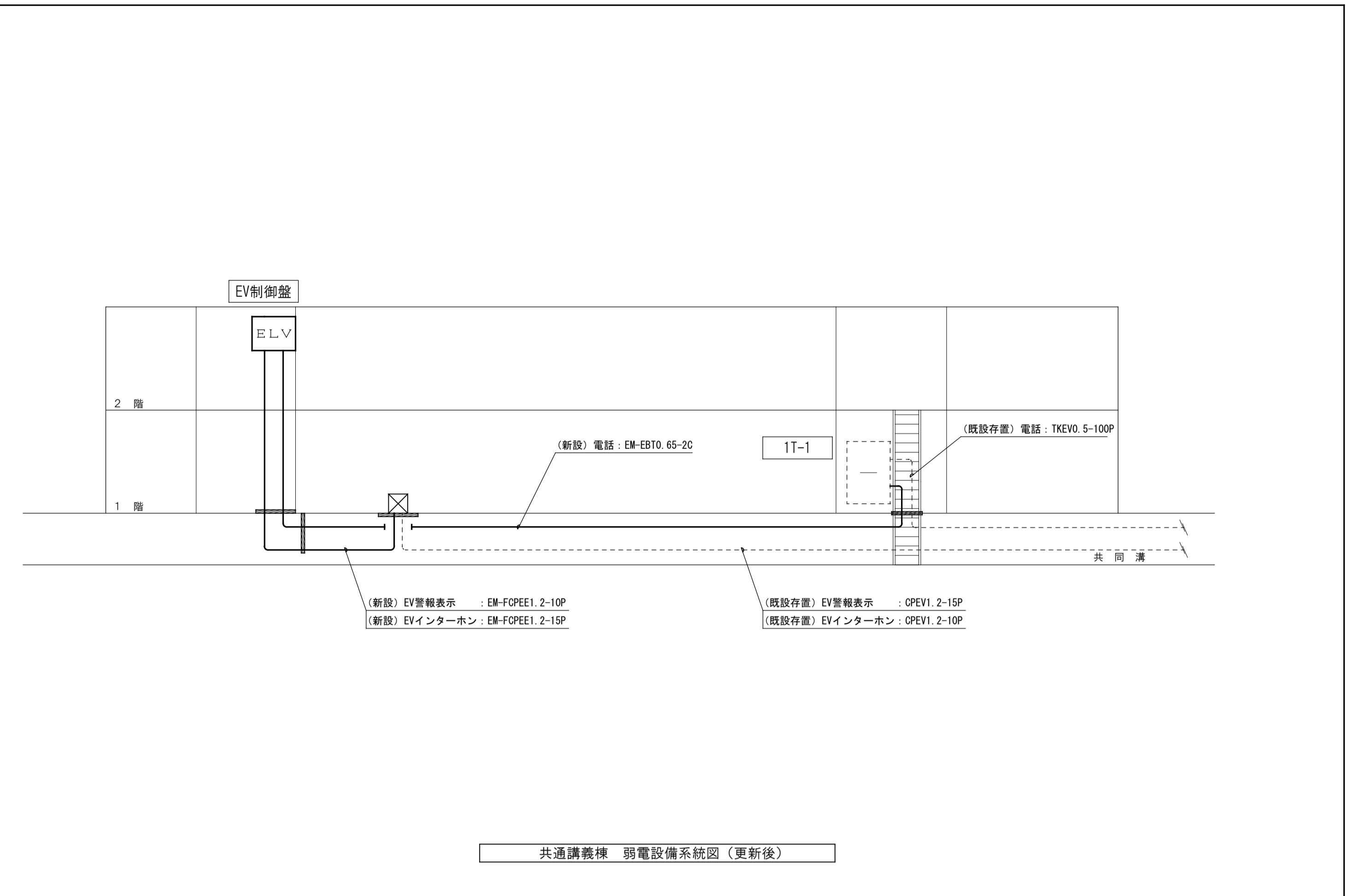
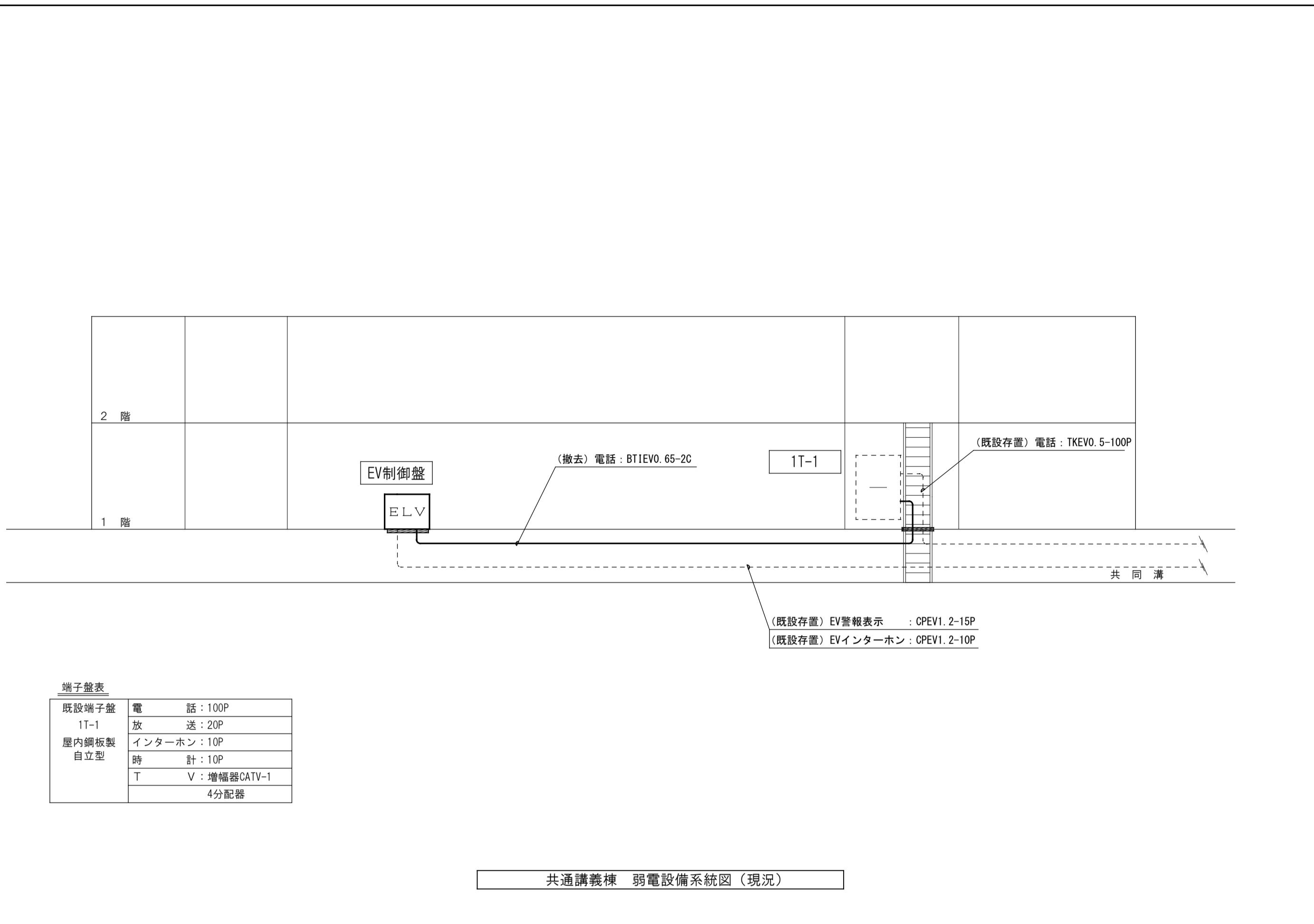
**注記**

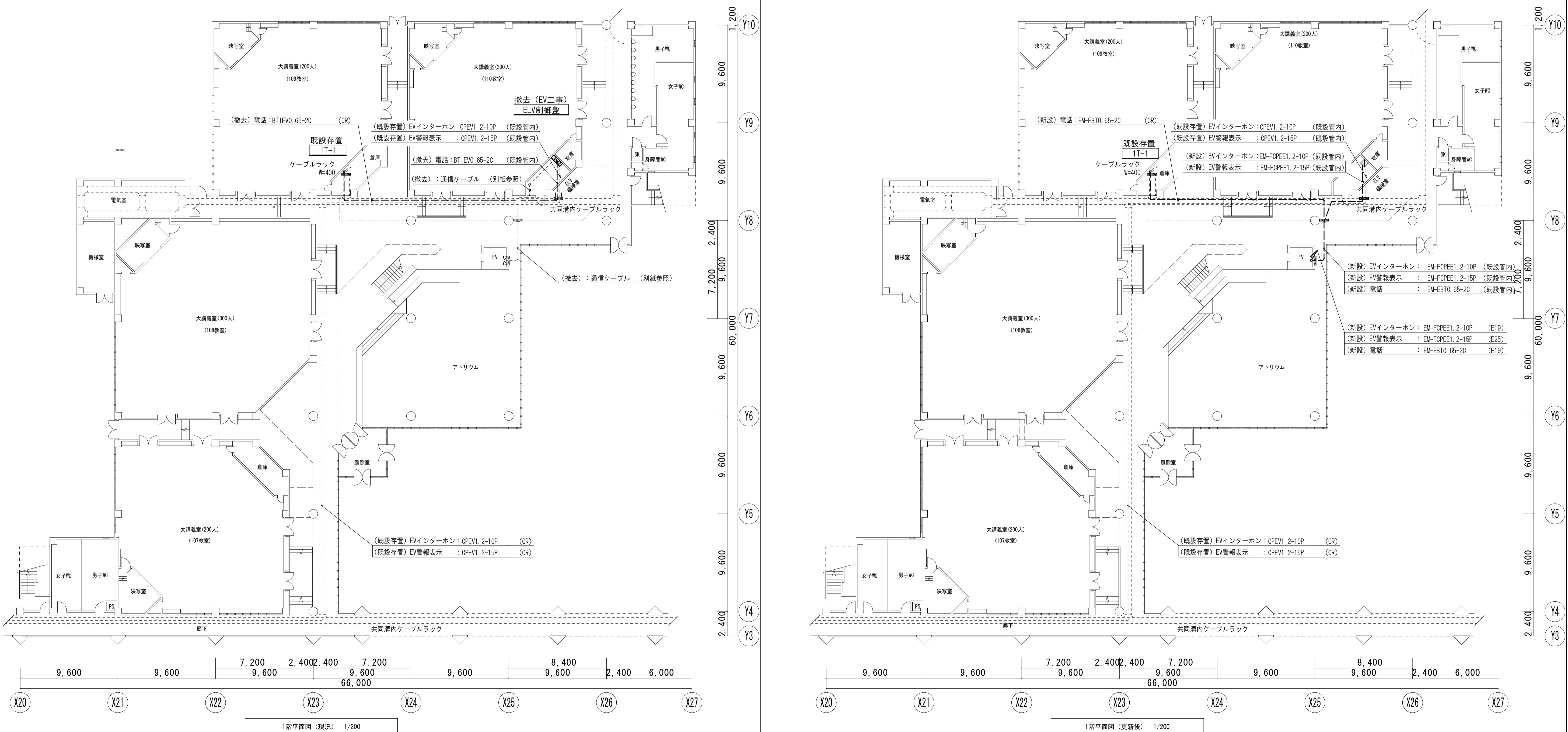
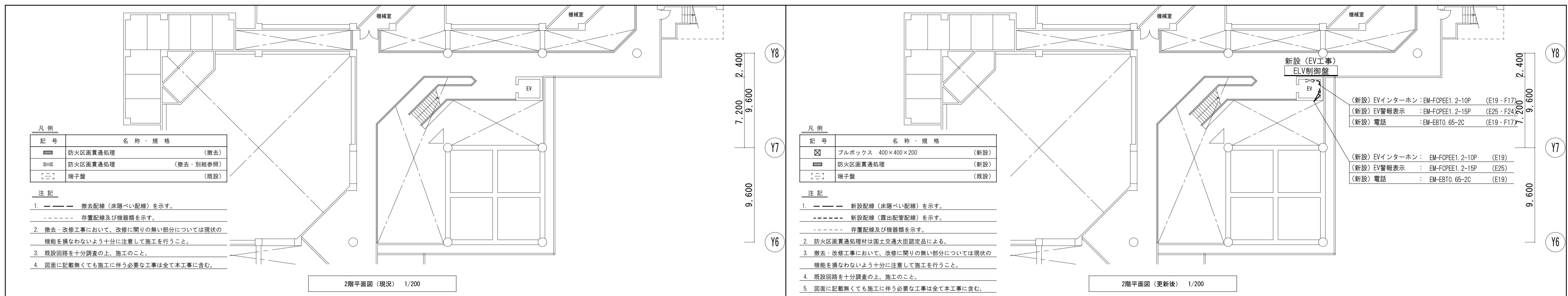
改修工事において既設回路の調査を行うこと。

改修に限りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。

受変電設備改修時期については学校施設は長時間停電することが出来ない為、工事順序など十分に検討、調査の上、大学担当者と打合せの上施工を行うこと。







**既設受電設備 改修工事概要**

更新するエレベーター制御盤に火災管制運転用配管配線を敷設する。

共通講義棟 既設中継器盤に移信用中継器を追加し、エネルギーセンターにある既設複合盤のデータ変更を行う。

その他、既設機器及び配管配線は存置とする。

**注記**

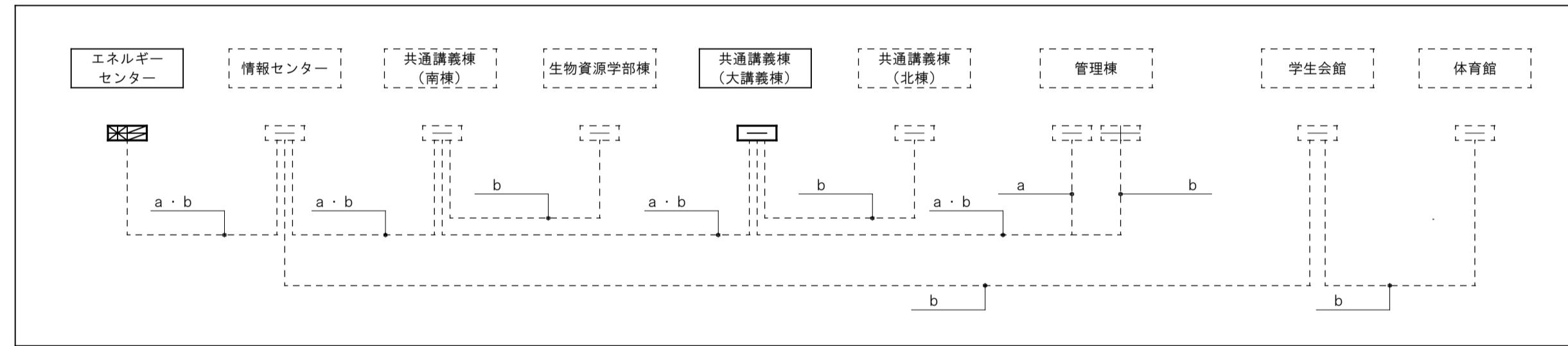
改修工事において既設回路の調査を行うこと。

改修に際りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行なうこと。

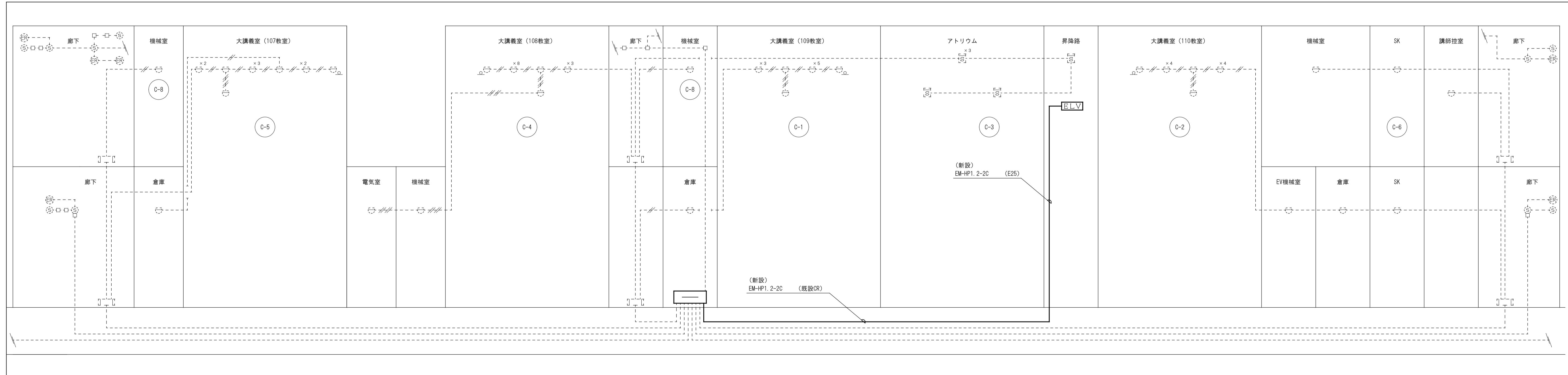
凡 例		名 称	摘 要
[ELV]	エ レ ベ エ タ ー 制 御 盤	別途工事	[新設]
[ ]	複 合 盤	既設データ変更	[既設]
[ ]	中 継 器 盤	移信用中継器追加	[既設]
[ ]	防 火 区 面 貫 通 处 理 器	弱電回路参照	
[ ]	副 表 示 機	注記参照	[既設]
[ ]	発 信 機	R型用	[既設]
[ ]	表 示 灯	AC 30V, 480mW, LED	[既設]
[ ]	バ ル	DC 24V, 1.5mA	[既設]
[ ]	中 継 器	R型用	[既設]
[ ]	差 動 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	2種	[既設]
[ ]	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	特種, 60°C	[既設]
[ ]	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	1種, 70°C, 防水型	[既設]
[ ]	光 電 式 煙 感 知 器	2種	[既設]
[ ]	光 電 式 煙 感 知 器	2種 (点検BOX付)	[既設]
[ ]	終 端 端	R送信用	[既設]
[ ]	機 器 収 容 箱	屋内消火栓内蔵 (P) (R) 収容	[既設]
[ ]	ガ 斯 漏 れ 檢 知 器	DC 24V, 都市ガス用	[既設]
[ ]	中 継 器	R型用	[既設]
[ ]	光 電 式 煙 感 知 器	3種 (アナログ式)	[既設]
[ ]	防 火 戸 閉 鎖 器	DC 24V	[既設]
[ ]	リ レ	DC 24V (防火シャッター用)	[既設]
[ ]	電 線 路	天井いんべい	
[ ]	電 線 路	既設配線	
[ ]	立 上 げ 引 下 げ		
[ ]	ジ ャ ン ク シ ョ ン ボ ッ ク ス		[既設]
[ ]	警 戒 区 域 線	自火報用	
[ ]	警 戒 区 域 番 号	防火戸・防火シャッター用	
[ ]	警 戒 区 域 番 号	ガス漏れ用	

**注記**

- 【既設】複合盤仕様は下記とする。  
QRコードシステムMAX500回線以上  
受信機 4桁×2窓 (7セグメントLED)  
・火災表示 4回線  
防災運動制御盤 4桁×2窓 (7セグメントLED)  
・防排煙 4回線
- 【既設】表示器は壁掛型とし、表示内容は主受信機に準ずる。
- 【既設】ベルは出火階及び直上階、鳴動方式とする。
- 【既設】夜間閉鎖する防火戸は手動で閉鎖された時、複合盤に表示を出す事とする。  
上記時の警報は再鳴動方式とし、常時鳴動しないものとする。
- 【既設】共同溝内はケーブルラック上配線とする。
- 【既設】屋内消火栓ポンプ始動方式は発信機運動方式とする。
- 【既設】複合盤は光電式分離型感知器接続可能とする。
- 【既設】別途中央監視盤との取合についてはRS-232Cインターフェースにて接続可能とする。
9. 特記なき配管配線は下記参照。  
EM-HP1.2-2C 配管部 (PF16)  
EM-HP1.2-2C 配管部 (E19)  
既設配線 (存置)  
a=HPS1.2-2C, HP1.2-5P (PF22)  
b=HPS1.2-2C, HP1.2-10P (PF28)  
HP:耐熱ケーブル  
※二重天井内はケーブルころがし配線とし、  
スラブ・壁に移行する場合は電線管にて保護すること。  
但し、防火区画貫通箇所は防火区画貫通処理法(国土交通大臣認定品)により保護のこと。



永平寺キャンパス 火災報知設備 系統図



共通講義棟 火災報知設備 系統図

